

## 会 議 録 第 3 号

1. 招集日時 令和元年10月10日(木) 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 21名

1番 鈴木勝利君

2番 藤田尚美君

3番 秋山泉君

4番 長田麻美君

5番 山本伸子君

6番 守屋常雄君

7番 伊藤裕一君

8番 石原幸雄君

9番 柳井哲也君

10番 甲斐徳之助君

11番 池辺己実夫君

12番 加川裕美君

13番 北島登君

14番 杉森弘之君

15番 須藤京子君

16番 黒木のぶ子君

17番 諸橋太一郎君

18番 市川圭一君

20番 板倉香君

21番 遠藤憲子君

22番 利根川英雄君

1. 欠席議員 なし

## 1. 出席説明員

市 長	根 本 洋 治 君
副 市 長	滝 本 昌 司 君
教 育 長	染 谷 郁 夫 君
市長公室長	吉 川 修 貴 君
経営企画部長	吉 田 将 巳 君
総 務 部 長	植 田 裕 君
市 民 部 長	高 谷 寿 君
保健福祉部長	藤 田 幸 男 君
環境経済部長	藤 田 聡 君
建 設 部 長	山 岡 孝 君
教 育 部 長	川 井 聡 君
会計管理者	飯 島 希 美 君
監査委員事務局長	大和田 伸 一 君
農業委員会事務局長	結 速 武 史 君
経営企画部次長兼 財 政 課 長	山 崎 裕 君
総務部次長兼 管 財 課 長	野 口 克 己 君
市民部次長	小 川 茂 生 君
保健福祉部次長兼 保 育 課 長	中 山 智 恵 子 君
保健福祉部次長兼 健康づくり推進課長	内 藤 雪 枝 君
環境経済部次長	梶 由 紀 夫 君
建 設 部 次 長	根 本 忠 君
建 設 部 次 長	長谷川 啓 一 君
建設部次長兼 下 水 道 課 長	野 島 正 弘 君
教育委員会次長	飯 野 喜 行 君
教育委員会次長兼 教育企画課長	吉 田 茂 男 君
全 参 事	

1. 議会事務局出席者

事務局長	滝本仁君
庶務議事課長	野島貴夫君
庶務議事課長補佐	飯田晴男君
庶務議事課主査	宮田修君

# 令和元年第2回牛久市議会定例会

議事日程第3号

令和元年10月10日(木) 午前10時開議

日程第 1. 一般質問

---

午前10時02分開議

○議長(石原幸雄君) おはようございます。

これより、本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。

---

一般質問

○議長(石原幸雄君) まず初めに、9番柳井哲也君。

[9番柳井哲也君登壇]

○9番(柳井哲也君) おはようございます。

2日目、一番最初に質問させていただきます。無会派の柳井哲也でございます。

まず、1番の牛久シャトーの復活について、根本市長は、牛久シャトーとエスカード牛久ビルの復活を掲げ、当選を果たしました。本当におめでとうございます。解決に向けた市民の期待値も非常に大きく、全員協議会で私たちに説明のあった内容が新聞に報道されたものを読んだ市民より早速電話があり、さまざまな意見をいただきました。その中で主なものを2つ申し上げたいと思います。

1つは、速やかな対応でとてもよかったということです。どんなにすばらしい内容でも遅いのは評価できないというものです。

もう一つは、あの内容で本当に大丈夫かというものです。採算がとれなかったのが、事業をやめたというオエノンホールディングスであります。ほとんど同じ形で再開しても赤字になってしまうのではないかと心配です。どこどこがまずかったから、それをこのように改善するという分析資料も特にありません。今度は、今までの牛久シャトーとは全く違う、牛久市が主導してやっていくものはさすがにすごいと、あの新聞を読んでもそれが感じられないというのであります。

率直に言って、私もそう感じています。これからつくろうとしている牛久シャトーのコンセプトと申しますか、もっとわかりやすく言えば、このようにすばらしいものという、そのイ

メージをまず指し示して、その目標をたとえ難しくても必ず実現していくんだ、そういうふうにつくっていただきたいと考えます。

参考になるかどうか、別としまして、龍ヶ崎市の道の駅計画は、ちょっとおくらせていますが、事業費が上下水道などのインフラ関係を除いて17億円、年間利用者70万人、年間売り上げ7億円から8億円です。

牛久シャトーは大震災の被害をこうむりましたその修繕費が文化財以外も含めれば約20億円、修繕費は新築費よりも高くなることもあります。投資額はほとんど同じと考えてもいいかと思えます。年間利用者数、売り上げ、どのように持っていくか、その内容だと思えます。

これから私が質問していく一つ一つは、一問一答形式でありますので、最初はわかりにくいかもしれませんが、全部合わせますと牛久シャトーのイメージがわかってもらえるものと思えます。これまで40万人のお客様が来てくれてもだめだった。もっと大勢の方に来てもらうには、今までよりももっとも魅力のある内容にしなければ、再開する意味がないというのがまず大前提になっております。

その前提の上で、まちづくりにかかわってきた人、あるいは市民の皆さんが、牛久シャトーはこのようになってほしい、そう思って述べてくれた提案を初め、さまざまな意見を私がまとめてみました。そこに、私の考えも入れて、以下質問してまいりたいと思えます。

まず(1)番、牛久市の重要文化財の担当部署を牛久シャトー内に配置することについて。私も大賛成であります、その内訳をお聞きしたいと思います。

①時期はいつごろになるのか。何人ぐらいを牛久シャトーの建物のどこに配置するのかについてお願いします。

○議長(石原幸雄君) 教育委員会次長飯野喜行君。

○教育委員会次長(飯野喜行君) お答えいたします。

パソコンのネットワーク環境などインフラ設備が整わない状況にありましては、文化財担当セクション全てを移すことはできないと考えています。現在は、文化財担当職員がスケジュールを調整しながら牛久シャトーへ通う形で勤務を行っております。

そのため、現在進めておりますインフラ設備など執務環境が整う11月上旬を目途といたしまして、文化財担当職員4名を牛久シャトー内の事務所等に配置する方向で調整をしております。以上です。

○議長(石原幸雄君) 柳井哲也君。

○9番(柳井哲也君) ありがとうございます。

②の仕事の内容でございます。配置される職員が学芸員であれば、来られたお客様への観光ガイドばかりでなく、調査研究、保存、展示など、企画展や特別展の開催、あるいは定期的に

小中学校の生徒たちを受け入れ、傳兵衛さんの人となりを伝えていく広報活動などもできます。牛久シャトーに誇りを持てる牛久市民の思いというものを育てるために、牛久シャトーの歴史的な意味と価値を知らせる活動です。また、ボランティアを育成し、観光ガイドをしていただくことも重要な仕事となります。そのような内容についてお聞かせください。

○議長（石原幸雄君） 教育委員会次長飯野喜行君。

○教育委員会次長（飯野喜行君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、牛久シャトーに誇りを持てる郷土愛を醸成するため、牛久シャトーの歴史的な意味と価値を周知する活動が必要であることは十分に承知をしております。その内容といたしまして、定期的な小・中学生の見学の対応や牛久シャトー所蔵資料の調査、常設展示のリニューアル、企画展の開催などが想定をされ、専門的な知識と経験を有する学芸員が配置されることでこれらは可能になると考えております。

しかしながら、現在、配置が予定される文化財担当職員は、仮称であります。住井すゑ記念館整備や開発に伴う埋蔵文化財の発掘調査、あるいは小川芋銭記念館雲魚亭の公開活用、日本遺産認定推進など、文化財保存活用地域計画にのっとりましてさまざまな事業展開に当たっております。牛久シャトーの保存活用に専属専任体制をとることは難しい状況にあります。

そのためにも、地域住民や民間団体との連携に取り組みまして、継続的な文化財の保存活用体制を早期に構築していく必要があります。議員御提案の観光ガイドボランティアの育成は、まさに時宜を得た事業内容と捉えまして、今後、観光行政担当や設立予定の新会社などとも協議をいたしまして導入方法や開始時期について検討してまいりますので、御理解のほどよろしくお願ひ申し上げます。以上です。

○議長（石原幸雄君） 柳井哲也君。

○9番（柳井哲也君） それでは、3番に移ります。③オエノンホールディングスとの間に牛久シャトー全体をお借りする契約を交わしていくわけですが、そうしますと、にぎわいのある形をつくっていく必要があります。文化・芸術の担当課は、場所も含めまして、その運営体の一部になるのか。植栽の手入れや清掃、建物の管理等々調整が必要になると思います。牛久シャトー全体のマネジメントと重要文化財の担当課の仕事の関係について、お聞かせください。

○議長（石原幸雄君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 牛久シャトーの敷地全体を借り受ける第一の目的は、国指定の重要文化財施設を含む約6万6,000平方メートルの敷地の維持管理、第2の目的として、営利活動を再開し、にぎわいを取り戻すことでございます。

御質問にございました文化財担当部をシャトー内に配置する目的は、重要文化財施設の保存と有効活用の指導になります。

現在、文化財担当部署を配置するため、庁舎内と同様のコンピューターネットワークを設定する工事等の準備を進めているところでございます。事務が執行できる環境が整い次第、職員を配置して、そして、牛久シャトーのにぎわいを取り戻すための施策として、今後、新会社の設立を予定しております。重要文化財の保存・活用については、文化財担当部署の指導を受けながら新会社が行っていくこととなります。

私、きのう、——がシャトー内に来まして、実はオエノンホールディングス株式会社の株主さんのシャトー見学ということで、いろいろなシャトーの説明、そして、——が来て説明するというところでございました。私も出席して皆さんに御挨拶したところでございます。社長から直接じゃなくて関係者の話を聞くと、やっぱりオエノンホールディングス株式会社でもシャトーについてはさまざまな意見が出されたということで、相当に社長も株主さんには配慮している。そして、いろいろな話を本当にやってここまで来たという話を聞いています。ですから、包括協定、そして、基本契約ということで、11月に本契約がなされますけれども、その前には、やはり民間企業ですので、さまざまなステップを踏んで、そして、皆さんに説明しながらきたそうでございます。

ですから、私たちも今知り得る情報を全てここでいろいろな話をしたならば、——が今までやってきた株主とのさまざまな話が全て無になってしまう部分もでございます。私は、ある程度、想定されるものでございますけれども、その想定はある程度、いろいろな情報を得て、想定できるものを皆さんにお示ししているところでございますので、これがそういうことで出してしまうと、「あなたたちは何やっているの」という話いただくと、完全に恐らく「もういいよ」という話になったら、これは本当にどえらいこととなりますので。ですから、今まで、皆さんにお話しできないいろいろな過程を私たちは関係者を通して聞いております。そして、そうならないようにということで話を一步一步進めながら、そして、最終的にはこのような基本契約になったことでございます。

ですから、新会社の社長は誰がするのかとか、それから、このお金はどのように算出で出てきたのか。本契約が出てきたときは、それを皆さんにしっかりと話ししながら、そして、今までであったこともお話しできるのかなということで、今は本当に、オエノンホールディングスと私たちの本当の紳士的な協定を結びながら、話をしながら、そして、お互いの利益を求めながら話をしてございますので、その辺をお酌み取りの上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（石原幸雄君） 柳井哲也君。

○9番（柳井哲也君） 市長からの答弁ありがとうございます。

きのう、オエノンホールディングスの——さんが株主の方と牛久シャトーで食事をしながら情報交換会があったということで、そこに市長が行って話をしてきたというのを、今紹介



ンをここに置いた提案が市民から出されているわけであります。

そういう意見に対して、市の考えをお聞かせいただけたらと思います。

○議長（石原幸雄君） 環境経済部長藤田 聡君。

○環境経済部長（藤田 聡君） お答えいたします。

牛久シャトーのにぎわいを取り戻すために、旧キャノンにつきましては、現在のところ、レストランとしての活用を最優先に検討してございます。

本館の利用につきましては、シャトーのイメージを損なわないように、1階・2階のフロアを総合的に捉えて利用していく必要があると考えております。本館の常時開館は、防犯対策及び施設の保存費用等を考慮し検討することとなりますが、文化財担当部署が配置されることによりガイドツアーの実施等は可能であると考えられますので、来館するお客様に喜んでいただけるように努めてまいりたいと思います。

いずれにしましても、国指定の重要文化財施設につきましては、保護を最優先に有効活用をできるだけ検討していきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 柳井哲也君。

○9番（柳井哲也君） 市主導でやるということなので、できたら、火を使う仕事はやめていただきたいなと思っているんですが、経済的な側面も否定できないということで、ただ、私個人といたしましては、文化財保護法のできた経過、なぜできたか。あるいは文化財保護法の趣旨などをいろいろと考えますと、個人的には反対意見を持っております。これはこれ以上、ここにとどめておきたいと思います。

それでは、③の旧バーベキューガーデンの周りにソフトクリームやファストフードの出店を。さらに、屋台村のような気軽に利用できる店舗や子供や若者にも喜ばれるお土産店を配置する。できたら、浅草の神谷パーにも協力してもらって、全体として昼夜営業できるようにして集客力向上を図っていくという意見について、お答えいただけたらと思っております。お願いします。

○議長（石原幸雄君） 環境経済部長藤田 聡君。

○環境経済長（藤田 聡君） お答えいたします。

旧バーベキューガーデンの活用につきましては、施設全体の調和を図りながら、子供や若者に喜ばれ、誰もが気軽に利用できる場所として、採算を考慮しながら検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 柳井哲也君。

○9番（柳井哲也君） ありがとうございます。

前向きな答弁をいただきまして、建物はつくるのは難しいとは思いますが、今はキッチン

カーのような販売もだんだんふえてきております。縁日のようににぎわいを演出して、近くからお客さんがどんどん来てもらえるような魅力のある雰囲気づくりをどうか検討していただけたらと思うばかりであります。

4番目の④旧テラス・ドゥ・オエノン、ワインの合う手ごろな価格のレストランとして再生し、かつ、ソムリエを常駐させ、いつでも国産ワインが試飲できるような店舗にし、その隣にワインショップ、国産ワインの、できたら、殿堂と言われるようなものを併設してはどうかという意見であります。

近年、世界で評判となっている日本産ワイン、これを全て取り扱うことによって、国産ワインの資料館、おのずとできてしまうのではないかと。牛久に行けば全ての国産ワインが手に入るということは、全国からの観光客はもちろん、特にインバウンドに最も効果的なアピールになり、しかも強力な集客策にもなるわけです。このことについても意見をお聞かせください。

○議長（石原幸雄君） 環境経済部長藤田 聡君。

○環境経済部長（藤田 聡君） お答えいたします。

御質問のとおり、旧テラス・ドゥ・オエノンにつきましては、レストランとしての再開を最優先に検討すべきと考えております。

レストランにつきましては、新会社設立後なるべく早く営業を再開してほしいという声が市民の方々から寄せられておりますので、以前より集客力があり、魅力ある施設となるように、皆様の御意見を参考に検討してまいりたいと考えております。

○議長（石原幸雄君） 柳井哲也君。

○9番（柳井哲也君） ありがとうございます。

ソムリエのことなんですけれども、私がなぜこれを申し上げたかと申しますと、私が牛久シャトーのことで意見を集めていたら、千葉県にある会社でソムリエのマネジャーをしている――方、牛久シャトーが再開するのであれば、ぜひ会社として参加したい。そのことをぜひ伝えてほしいということです。こういう本を出して、教育に国内を走り回っているソムリエの方なんですけれども、多分、根本市長は、以前、近くに住んでいた方なので……。

○議長（石原幸雄君） 杉森議員、一般質問の途中ですが、何か。（「ちょっと途中ですけれども」の声あり）

暫時休憩いたします。着座のまま、暫時休憩いたします。

午前10時32分休憩

---

午前10時32分開議

○議長（石原幸雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

柳井哲也君。

○9番（柳井哲也君） 大変失礼いたしました。議場のルールをちょっと無視してしまいました、個人名を出してしまいましたので、これを削除するようお願いを申し上げます。大変失礼いたしました。以前の個人名についても同様に扱いをよろしくお願ひしたいと思います。

そういうソムリエの方もいましたので、御紹介させていただきました。

それでは、5番の質問に移ります。ワイナリーは牛久シャトーの必須条件であり、ブドウ栽培を牛久市の主要産業として立ち上げていく。牛久市には市直轄のグリーンファームがあります。グリーンファームで収穫したブドウを原料として牛久シャトーで醸造し販売していくという一連の流れがこれまでできませんでしたが、牛久市が牛久シャトーを借り受けることによってこれができるようになるのではないかと。耕作放棄地対策の一つとして、ブドウ栽培への就農に牛久市が支援していく。これこそ牛久市民が最も望んできたことであろうと考えます。これについてお願いします。

○議長（石原幸雄君） 環境経済部長藤田 聡君。

○環境経済部長（藤田 聡君） お答えいたします。

牛久市のブドウ栽培の現状につきまして御説明を申し上げます。現在、市内には出荷用のブドウを栽培している農家はほとんどありません。これは地理的な気象条件が要因の一つと考えられます。牛久グリーンファームのワイン用ブドウの選定に当たりましては、病気に強く生育の早い、素人でも育てやすい品種を採用しております。ワイン用ブドウのメジャーな品種を育てるには、気象条件に合った品種の選定や栽培技術が重要となりますので、牛久市に合った品種や技術者を探すことなど研究していきたいと考えております。

市内での原料の確保につきましては、ワイン用ブドウの苗は収穫に至るまで少なくとも3年はかかると言われておりますが、栽培から醸造までを市内で完結し、「牛久産ワイン」を販売できれば、本市にとって活性化の一助になると考えております。

市といたしましては、牛久シャトー内にある醸造施設はもちろん、重要文化財を含むあらゆる設備を活用し、ブドウの栽培までを含めたシャトーワインの継続を考えておりますので、今後ともぜひ御協力いただきたく、お願ひを申し上げます。

○議長（石原幸雄君） 柳井哲也君。

○9番（柳井哲也君） ありがとうございます。

シャトーの冠、フランス政府からこれをいただいた。それはブドウ栽培から一貫して瓶詰めまで行うという、その形が本物であったから何とかもらうことができたという過去がございます。どうか実現できるよう、よろしくお願ひしたいと思います。

⑥の質問に移ります。現在、牛久シャトーの敷地の一番奥のほうにブドウ畑がありますが、野外音楽堂のような舞台をつくれたら、市民や若者たちに開放していけないのではないかと。また、奥の敷地は牛久市の調整池の公園に接しており、これをつなげてしまえば地元野菜の直売所をつくることもできるわけです。土曜、日曜などは市役所に市民が駐車して買い物を楽しむこともできます。地元のお客さんが毎日来てくれる店づくり対策の提案であります。これについてもお聞かせいただけたらと思います。

○議長（石原幸雄君） 環境経済部長藤田 聡君。

○環境経済部長（藤田 聡君） お答えいたします。

牛久シャトー敷地内の活用につきましては、現在の状態を維持していくことを最優先に検討した結果、市が借り受けるという決断に至りました。

野外音楽堂のような舞台をとという御提案でございますが、現在のところ、牛久シャトーの敷地内に建築物を設置する想定はございませんが、敷地をつなげるという御提案につきましては、お客様が回遊できる仕掛けをつくるなどの工夫を凝らすことや直売所など仮設で対応できるものを検討するなど、あらゆる手段と方策を排除せず計画してまいります。近隣公園や市役所が近いことは本施設を活用する上で多くの可能性を秘めておりますので、積極的に相互活用を考えてまいりたいと思います。以上です。

○議長（石原幸雄君） 柳井哲也君。

○9番（柳井哲也君） ありがとうございます。

⑦番の質問に移ります。年間50万人以上の利用客数を達成させるためには、毎日来てくださる地元のお客さん対策ばかりでなく、観光客、特にインバウンドの誘致が必須であり、観光ルートの設定、例えば成田空港から牛久大仏、牛久シャトー、筑波研究学園都市、筑波山などと、そういう観光ルートの設定とPR活動が重要だと思います。そういう提案について、お答えをお願いします。

○議長（石原幸雄君） 環境経済部長藤田 聡君。

○環境経済部長（藤田 聡君） お答えいたします。

牛久シャトーの利用客数をふやすための第一歩は、にぎわいを取り戻すことであると考えております。牛久シャトーで休憩や食事をし、その後、牛久大仏へ向かうというケースが、レストランや売店が営業していたときには旅行会社等の企画旅行で数多くありました。

新会社により営業活動が再開した後は、当然のことながら、旅行会社や近隣の文化施設、観光施設へ営業活動を行っていくこととなりますが、以前の施設運営や事業形態を見直すことはもちろんですが、オリジナルワインを提供できる環境を整えられるように、市といたしましても支援してまいりたいと思います。

インバウンドの誘客につきましては、市単独では困難なことから、これまで茨城県と協力・連携し、アジア地域を中心とした海外の旅行会社等に働きかけしてまいりましたが、今後は、新会社を含め、積極的に宣伝及び誘致活動をしていくことが重要であると考えております。

御提案がありましたクラウドファンディングにつきましては、新会社が着手する特定の事業に対して導入することは可能であると考えます。クラウドファンディングには購入型、寄附型、金融型があり、金融型にも複数の種類がありますので、支援者に対して商品やサービスをリターンする購入型など、最も適切な方法を選択することが重要になると考えます。クラウドファンディングは資金調達の手法としてメリットがある一方で、さまざまなデメリットもあることから、新会社の負担にならないよう慎重に検討してまいりたいと考えております。

○議長（石原幸雄君） 柳井哲也君。

○9番（柳井哲也君） クラウドファンディングも提案ありました。

それでは、3番目の質問に移ります。以上のようにありますけれども、牛久市民が1つになって牛久シャトーを核とする地域活性化計画をつくっていくには、計画実行の推進部隊、組織をつくることから始めなければなりません。その推進部隊というのが第三セクターだと考えますが、このメンバーは特に外部人材の活用ということで、実行力の面で実績のある人、よそ者、若者、そういう人がやりやすいとよく言われています。早急に立ち上げていくべきと考えますが、この計画について、いつごろ、どんなふうが決まるのか、よろしくお願ひします。

○議長（石原幸雄君） 環境経済部長藤田 聡君。

○環境経済部長（藤田 聡君） お答えいたします。

御質問がありましたとおり、牛久シャトーを核とする地域活性化は、新しく設立する会社の業務となります。

国指定重要文化財を保護しつつ有効活用し、利潤を生んでいくには、先般の市議会議員全員協議会でも御説明いたしましたとおり、民間の方が適任であると考えておりますので、牛久シャトー復活を望む多くの市民の皆様の声を理解していただける人材を登用してまいりたいと考えております。

○議長（石原幸雄君） 柳井哲也君。

○9番（柳井哲也君） いろいろ質問させていただきました。市民の声を聞きますと、とにかく「にぎわいのある牛久シャトーにしていきたい」のみでございます。本当に答弁いろいろとありがとうございました。大成功するよう、私たちも一生懸命応援していきたいと思っております。

次、大きく2番の質問に移ります。エスカード対策であります。

速やかにテナントを探し出し、にぎわいいっぱい環境づくりを進めていると思います。4

階に美術館配置の構想が発表されました。極めて適切と思われるが、運営主体や規模、開設時期など、しっかりと進めていただきたいと考えます。最も重要なのは運営主体であります。何が何でもやってしまうという情熱のある人を見つけることだと思います。どうかよろしくお願ひします。

きょう、私のエスカート対策の質問は、幾つかあったのでありますが、1つにさせていただきます。その1つであります。

エスカート店舗の集客増進策として、駅前商業施設としてのエスカート牛久ビルは駅西口に立地していますが、東口に住んでいる人も利用しやすいアクセスであればもっと利用者がふえるはずであります。みどり野の南一丁目は、地図では駅から本当に近いのですが、寂れている感じがします。なぜなのか。南一丁目から駅にやってくる人は大きく右旋回しなければなりません。鉄道に面した駐車場を牛久市が取得して、直接、牛久駅舎にエスカレーターで上がっていけるようにしたら、みどり野の方々毎日エスカートを利用したくなるのではないかと考えます。土地の買収と駅舎の増設ということで、コストはかかりますが、牛久市にとって発展に大きく貢献すると確信いたします。これについて、お考えをお聞かせください。

○議長（石原幸雄君） 建設部長山岡 孝君。

○建設部長（山岡 孝君） 牛久駅東口につきましては、駅前広場の周囲に店舗や集合住宅などが立地しており、御質問のとおり、向かう方向によっては遠回りになる場合もあるものと思われまます。

議員より御提案のありました駅舎から南側へのルートについては、鉄道用地となっており、一部は民間の駐車場として運用されておりますことから、用地の使用にも制限があること、買収や借地には多額の費用が見込まれること、また、エスカレーターの新設に見合う効果があるかなど、十分な検証が必要と考えます。

現時点におきましては、エスカート牛久ビル自体の対策も進めているところであり、今後の検討の中で駅東口からの利用状況などを踏まえて判断してまいりたいと思ひます。以上です。

○議長（石原幸雄君） 柳井哲也君。

○9番（柳井哲也君） 中長期的な計画にもし入れてもらえたらという思ひで質問させていただきました。よろしくお願ひします。

それでは、最後の質問。3番、牛久沼の生態系の急変について質問させていただきます。

牛久沼の持ち主は龍ヶ崎市と河内町になっておりますが、牛久沼のほとり、沼畔、特に牛久市側に\_\_\_\_\_など多くの文化人が集積しており、また、お城の跡も2カ所あるわけ。特に東林寺城のあった高

台より眺める沼の光景はどこから見る景色よりもすぐれたポイントです。だからこそ、牛久沼は牛久市民の宝と言っていいと思います。

先ほど、名前、また言ってしまいましたけれども、削除をお願いできたらと思います。

その牛久沼が実は大変なのです。生態系が急変しているのです。

①の質問であります。実態調査をすべきと考えますが、現状を少々述べます。

まず、植物群です。15年ぐらい前、私は牛久沼を一周する機会がありまして、船で。そのとき、古代ハスやコウホネの花がきれいに咲いていました。当時、このままいくと沼の水面は古代ハスで覆われてしまうのではないかと本気で心配したものです。それが今はどうでしょう。どこにも全く見当たりません。芋銭さんはヒツジグサやジュンサイ、それから、ヒシなどがあつたことを絵で残し教えてくれていますが、昔のものなら仕方ないとしても、つい最近まであつたものが全く見られなくなってしまったのです。

次に、動物群です。ウシガエルの鳴き声がほとんど聞かれなくなりました。コイ、フナ、ウナギ、ワカサギなどの魚類もブルーギル、ブラックバスに負けてしまっているのではないのでしょうか。タンカイやシジミもいなくなってしまったと思います。

水質の変化があるのかもしれませんが。対応策の前に、実態調査をまずやってみるべきと考えますが、これについてお願いします。

○議長（石原幸雄君） 環境経済部次長梶 由紀夫君。

○環境経済部次長（梶 由紀夫君） 御質問にありましたように、牛久沼は10年余り前にはハスやヨシなど植物が多く見られた沼でしたが、ここ近年、植物が減少してきており、きれいな花を咲かせていたハスもほとんど見られなくなったと、牛久沼を有する龍ヶ崎と牛久沼周辺自治体、牛久沼漁業協同組合及び牛久沼土地改良区等の水利団体で組織する牛久沼流域水質浄化対策協議会の研究会において報告されました。

報告した牛久沼漁協によれば、これらの水生植物が減少した原因として、近年急増している外来種のミシシippアカミミガメの食害によるものと考えられ、牛久沼の水質保全に不可欠な植物が減少したことで、水質への影響のみならず、生態系へも多大な影響が懸念されることから、同協議会では昨年度よりミシシippアカミミガメの駆除を始めました。昨年度は、事業費60万円をかけまして9月から10月中旬までに5回ほど捕獲作戦が行われ、1,870匹を捕獲いたしました。この捕獲作戦は、今年度も計画されておりまして、5,000匹を駆除する予定となっております。

同協議会では、このような有害生物の駆除以外にも水質浄化効果が期待される二枚貝類の生息調査や、一般社団法人日本釣用品工業会と連携し、ダイバーにより牛久沼に流入する河川や沼の底にたまったごみを除去するなど、牛久沼の環境保全に努めています。また、竜ヶ崎工事

事務所では、牛久沼の八間堰水門に仮魚道を設置したほか、ウナギの遡上調査にも取り組んでおりまして、県においても牛久沼の水辺環境の保全、生物多様性の維持・向上を目指し、牛久沼水質保全計画を策定しているところです。

当市において実態調査をすべきという御意見ですが、御存じのとおり、牛久沼は龍ヶ崎市域であります。牛久市単独での調査につきましては、実施は困難でございますが、冒頭にもお話ししましたとおり、牛久沼流域浄化対策協議会に設置されております研究会で要望・検討してまいりたいと存じます。

○議長（石原幸雄君） 柳井哲也君。

○9番（柳井哲也君） ありがとうございます。実態をお聞きして、対応はしているんだなということがわかりました。

2番目の質問に入らせていただきます。古代ハスがなぜなくなったのか。私も沼周辺の人に聞いたところ、カメが大繁殖をしていて、その餌になっているということをお聞きしました。時々テレビで大きな池の水を抜いて、日本古来の生態系を守っていく活動が放映されており、あのテレビ局にお願いしたい、そういう衝動に駆られたりするんですけども、いかんせん、牛久沼は大き過ぎて、また、田んぼの用水として使われているので、無理かなと諦めているところであります。

しかし、牛久市のお隣はつくば市、すなわち筑波研究学園都市があり、この研究所の知恵をかりれば遺伝子操作という方法によって生態系を守っていくことも可能であろうと考えます。たまたま、琵琶湖では、ブルーギルを不妊化させて根絶させるための実証実験、三重大学の研究チームが取り組み始めたようです。生物、どんな生物であっても殺していくというのはやっぱり残酷であるということで、琵琶湖のほうでは遺伝子の技術を使って30年をかけて少しずつ少なくなる方法をとっていきますということで、ゲノム編集技術を採用していくということでございます。沼の生態系と景観を守るために、つくば市の生物研究所に働きかけ、このゲノム編集技術を採用してはいかがでしょうかという質問であります。

牛久沼は沼に隣接する6市町の首長会議が設置されて、観光資源の活用に取り出したところであり、この課題について、牛久市より提案してもらえたらと考えます。市の御意見をお聞かせください。

○議長（石原幸雄君） 環境経済部次長梶 由紀夫君。

○環境経済部次長（梶 由紀夫君） 牛久沼のハスがほとんど見られなくなった主原因は、近年急増している外来種のカミミガメの食害ではないかと考えられておりまして、現在、物理的な対処法で個体数の削減を目指しているところです。

しかしながら、ミシシippアカミミガメの繁殖能力が高いため、駆除にはかなりの時間を要

することが目に見えており、効果を得ることは難しく、効果的にミシシippiaカミミガメを駆除できる手法の確立が必要であることは認識しているところでございます。

柳井議員の御質問にありました琵琶湖においては、侵略的外来種のブルーギル等が大繁殖しており、国立研究開発法人水産研究・教育機構と三重大学では、それらを駆除する新たな手法として、ゲノム編集技術を用いた不妊化魚（繁殖できない魚）を継続的に放流し、集団内に不妊化する遺伝子を浸透させることによって、増殖率を低下させて根絶させる遺伝子制圧法の技術開発研究を進めているところです。この手法は、研究段階であり実用化にはまだ時間を要するというのですが、不妊化魚の放流は、バイオテクノロジーで加工された魚の野外放出という側面を持つことから、実用化に当たっての十分な安全性の確認、生態系への影響の予測、外来生物法やカルタヘナ法などの法的問題等の課題も指摘されています。

御質問の牛久沼の生態と景観を守るために、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構に働きかけ、ゲノム編集技術を採用してはいかかということにつきましては、手法確立までに時間を要することや、さまざまな課題を解決しなければならないことから、現時点では現実性が薄いと考えられます。

市としましても、牛久沼の景観や生態系を守る取り組みとして、ミシシippiaカミミガメに限らず、外来種を根絶させる手法の有効性や安全性が確立された場合、牛久沼周辺首長会議での提言並びに牛久沼流域水質浄化対策協議会の研究会等での要望につきまして、検討をしてみたいと存じます。以上です。

○議長（石原幸雄君） 柳井哲也君。

○9番（柳井哲也君） ありがとうございます。

個人名を出したりして訂正させていただきました。本当に申しわけありませんでした。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（石原幸雄君） 以上で9番柳井哲也君の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。再開は11時5分といたします。

午前11時00分休憩

---

午前11時09分開議

○議長（石原幸雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、5番山本伸子君。

〔5番山本伸子君登壇〕

○5番（山本伸子君） 皆様、こんにちは。無会派の山本伸子でございます。

まずは、市長におかれましては御当選お祝い申し上げます。市議会、そして、市長がそれぞれに市民の負託を受けて、これからも牛久市が確かな計画と財源に裏打ちされ、暮らしやすいまちとして持続していけるようにと、改めて気持ちを引き締め質問に臨みたいと思います。

今回は、市長の公約でもあるエスカード牛久の復活と再生について、その役割を担う牛久都市開発の役割に関して伺ってまいります。しかしながら、牛久都市開発の役割はそれだけではなく、指定管理者としての市営駐輪場及び駐車場の運営管理、また、まちづくり法人としての町なかのにぎわいと交流を目的とした取り組みもあり、それらも含め、順に質問してまいりますので、よろしく願い申し上げます。

まず、指定管理者としての牛久都市開発の役割について質問いたします。

指定管理者制度を活用するため平成26年度に公募を行い、牛久都市開発が指定管理者になったと、さきの6月議会の産業建設常任委員会でも答弁がございました。業務委託ではなく、指定管理者とした理由、公募に当たり、何社の応募があり、牛久都市開発に決定したのでしょうか。そして、指定管理者制度に移行して運営を行ってきたこの5年間の成果について伺います。

○議長（石原幸雄君） 建設部次長長谷川啓一君。

○建設部次長（長谷川啓一君） お答えいたします。

指定管理者制度を採用した理由につきましては、民間事業者を活用することで、市の業務のスリム化を図ると同時に、民間事業者の有する能力の活用、利用者ニーズに沿った効率的なサービスの提供、経費節減などにより施設の利便性向上を図るなどの効果が期待されるため、取り入れたものでございます。

次に、公募した際の応募団体数及び指定管理者の選定方法につきましては、応募団体数は2団体、各団体から申請された事業計画などの提案内容を指定管理者選定委員会におきまして、評価項目ごとに採点評価し、結果に基づき決定されたものでございます。

次に、指定管理者制度の移行後の成果につきましてですが、平成27年度からの運営で、随時の施設修繕や維持管理のほか、管理施設の照明のLED化、上水道引き込み、駐車場管理のためのネットワークの構築など、施設の機能向上も図られており、年度ごとの増減はありますが、駐車場の稼働状況といたしましても安定的な運営がされているものと考えてございます。以上です。

○議長（石原幸雄君） 山本伸子君。

○5番（山本伸子君） 牛久都市開発が平成29年度に指定管理者として監査を受けております。その報告書によりますと、業務について次のように書かれております。「牛久市駐車場及び自転車駐車場の管理運営に係る基本協定書には、本業務の範囲外の業務として自主事業があ

る。それによれば、自主事業とは、施設の利用者の利便に資するという目的を達成するため、管理業務の遂行を妨げない範囲において指定管理者の責任と費用負担により企画実施する事業のことである」。

これを受けて、さきの6月議会の常任委員会において、指定管理者事業による収益は、平成27年度1,165万円、28年度909万円、29年度1,410万円、平成30年度は1,343万円の黒字となっている旨の答弁でした。

そうしますと、この収益については、監査の指摘に当たる自主事業に使われるものであるのか。そうであれば、どのような事業を行ってきたのかを確認いたします。

○議長（石原幸雄君） 建設部次長長谷川啓一君。

○建設部次長（長谷川啓一君） 指定管理者によります駐車場の利用料は指定管理者の収入となり、その中で施設の管理運営が実施されております。

御質問の自主事業につきましては、指定管理における収入の中からその事業費に充てられるものであり、実績といたしまして、牛久駅周辺におけるにぎわいづくりに資するものとして、駅東口の改修に合わせた利活用ワークショップの運営、改修後のオープニングイベントの支援、ひたち野うしく駅自由通路において実施された期間限定の店舗開業事業への協力、また、自転車駐車場の利活用として、未使用部分を活用し展示スペースの設置などが実施されております。以上でございます。

○議長（石原幸雄君） 山本伸子君。

○5番（山本伸子君） 平成27年から始まった5年間の指定管理者の期間は、今年度末までとなっています。来年度以降は、牛久市営駐車場及び駐輪場の運営についてはどのようにされるのか。また、指定管理者の場合の契約期間、5年という期間についてはどのようにお考えかを伺います。

○議長（石原幸雄君） 建設部次長長谷川啓一君。

○建設部次長（長谷川啓一君） 来年度以降の駐車場運営についてですが、現在と同様に指定管理者制度により管理運営をしてみたいと考えてございます。

また、指定管理期間を5年と設定した理由につきましては、当初、平成27年度に指定管理者制度に移行した際に検討しておりますが、短期間では事業者において設備投資や利用者へのサービスに踏み切れないおそれがあること、また、雇用という点からも人材の育成や安定的な雇用の面で一定程度の期間が必要との判断から5年間としております。駐車場、自転車駐車場の設置及び管理に関する条例につきましてもそのような理由から規定されているものと考えてございます。以上です。

○議長（石原幸雄君） 山本伸子君。

○5番（山本伸子君） 続きまして、まちづくり会社としての牛久都市開発の役割について質問いたします。

指定管理を受ける前の平成25年9月に、牛久都市開発は牛久市から都市再生推進法人、すなわち、まちづくり会社としての指定を受けております。まず、市が牛久都市開発を法人に指定した経緯、そして、その間、国や市からの補助金などを受けているのかどうか、金額などをお示しく下さい。

○議長（石原幸雄君） 建設部次長長谷川啓一君。

○建設部次長（長谷川啓一君） 都市再生推進法人の指定の経緯につきましては、当市も参加しておりました国土交通省の健康・医療・福祉のまちづくり研究会において、牛久駅周辺におけるケーススタディが検討される中で、まちづくりの新たな形態として民間の活用、都市再生特別措置法に基づく制度の活用などを見据え、主体的にまちづくりに対応が可能となる都市再生推進法人の指定に至りました。

補助金につきましては、平成25年度に民間まちづくり活動促進事業費として、国及び市から各1,500万円、その後、26年度、27年度の2カ年で市から都市再生推進法人運営活動事業費として1,500万円、一般社団法人住宅瑕疵担保責任保険協会から住宅ストック活用・リフォーム推進事業費として約2,500万円を受けております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 山本伸子君。

○5番（山本伸子君） まちづくり会社として指定を受けて約6年が経過したことになります。そして、今おっしゃったような補助金も受けてどのようなまちづくり事業が行われ、それがその地域に、また、市民にどのような効果をもたらしたのかの評価を伺います。

○議長（石原幸雄君） 建設部次長長谷川啓一君。

○建設部次長（長谷川啓一君） 都市再生推進法人において実施された事業につきましては、牛久二小地区まちづくり協議会の運営、エスカードホールを利用したまちかどコンサートの実施、既存住宅の利活用、流通促進を図るための空き地空き家の調査などを実施しております。また、牛久駅前の拠点であるエスカード牛久ビルの対策としましても、都市再生推進法人として、駅周辺の活性化を図るべく、利活用、活性化に関しての懇話会を開催し、意見の集約を図っております。

効果としましては、牛久二小地区においては、地域の交流空間やバス停留場の整備などにより、地域の方々の憩いのスペースとして、現在も地域の活動が継続しており、利用者の皆様には憩いの場、交流の場として御活用いただいているものと考えてございます。

空き地空き家の調査において検討された対策の方向性は、現在の当市の空き家対策につながっており、エスカード牛久ビルに関する懇話会につきましても、これまでの検討、今後の対策

を進めるに当たり、有効に生かされているものと考えてございます。以上です。

○議長（石原幸雄君） 山本伸子君。

○5番（山本伸子君） 平成29年の監査報告書には、次のような意見が出されております。

牛久都市開発では、指定管理者が行う自主事業とまちづくり会社が行うまちづくり事業を明確に分離して管理していない状況である。将来的にどちらかの指定を別の団体が受ける可能性もあり、事業の引き継ぎが行われることになった場合、このままでは事業の継承に混乱が生じるおそれがある。指定管理者と都市再生推進法人の双方の指定を受けているが、2つの法人格は別々のものであり、会計だけでなく、事業の管理も別々に行われるべきであるので、所管課、つまり、都市計画課と相談の上、適切な事業管理に努められたい。

この意見を受けて、どのような改善がされたのかをお伺いいたします。

○議長（石原幸雄君） 建設部次長長谷川啓一君。

○建設部次長（長谷川啓一君） お答えいたします。

平成29年の監査により受けました意見に対しては、改めて牛久都市開発株式会社と協議をいたしまして、事業内容を確認し、監査の意見にございますとおり、それぞれの事業を明確にして対応することといたしました。また、市としても各年度に提出される事業報告において事業内容の確認を行っております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 山本伸子君。

○5番（山本伸子君） それでは、最後に、第三セクターとしての牛久都市開発と牛久市の関連について質問してまいります。この4月にエスカード牛久ビルの床を牛久市が一部取得したことによる今後についてを、確認の意味で、まずは伺います。

エスカード牛久ビルの中のキーテナントであるイズミヤの所有していた地下から3階までを2年間はイズミヤの都合により賃借し、4月に市が8,800万円で取得しました。今までイズミヤの所有床を牛久市が賃借していた場合の牛久都市開発との契約関係と、牛久市が床を取得してからの牛久都市開発との契約関係はどのようになっているのかをお聞きいたします。

○議長（石原幸雄君） 建設部次長長谷川啓一君。

○建設部次長（長谷川啓一君） お答えいたします。

現在、エスカード牛久ビルにおける、牛久市所有床部分につきましては、牛久市が、牛久都市開発株式会社に有償にして貸し付ける賃貸借契約を結んでおります。

この賃貸借契約につきましては、牛久市が旧イズミヤ床を賃借していた当時から締結している契約であり、賃借当時と牛久市が所有した現在とにおいて、牛久市と牛久市都市開発株式会社に間における契約関係に変更はございません。以上です。

○議長（石原幸雄君） 山本伸子君。

○5番（山本伸子君） 共益費と修繕積立金、今年度の予算にも計上されておりますが、イズミヤから市が賃借していたときと牛久市が取得してからの金額の変化、また、それぞれの費用の負担者についてお示しください。

○議長（石原幸雄君） 建設部次長長谷川啓一君。

○建設部次長（長谷川啓一君） 共益費は、共同で使用する設備や施設全体の運営、維持等を行うために必要な費用となります。床所有者、または、床を使用し最終的に利益を受ける最終応益者が支払うものであり、床の賃貸借時と所有している現在とで大きな変更はございません。

一方、修繕積立金は、床の所有者が修繕、設備の更新等のため負担するものであり、1坪当たり月500円の割合で拠出を行い、不足が生じる場合にあっては、所有者それぞれがその不足分を追加で負担するものでございます。この費用につきましては、所有権を取得した本年度より新たに負担が生ずるものでございます。以上です。

○議長（石原幸雄君） 山本伸子君。

○5番（山本伸子君） それでは、市として、地下から3階までの床を購入したことにより、市の新たな費用負担、そして、固定資産税の減収についての金額を伺います。

○議長（石原幸雄君） 建設部次長長谷川啓一君。

○建設部次長（長谷川啓一君） 市が床を所有したことに伴いまして、新たな費用負担につきましては、先ほどお答えいたしました修繕積立金となります。

この修繕積立金の負担額につきましては、本年度は、エスカード牛久ビル内の一部エスカレーターの改修等、大規模な修繕が計画され追加負担を求められていることから、最終的には9,000万円程度の負担となる見込みでございます。

また、固定資産税につきましては、令和2年度の収入により減収となりますが、いまだ課税標準額が算定されていないことから、あくまでおおよその金額となりますが、2,000万円程度の減収となろうかと思込んでいるところでございます。以上でございます。

○議長（石原幸雄君） 山本伸子君。

○5番（山本伸子君） たしか、当初予算では修繕積立金は2,400万円であったと思えます。今回の補正、6,800万円余りが追加負担となり、今の御答弁では、結果として約9,000万円になったということでした。

今後、大きな改修事業などがある場合は同様な追加負担が起こるのでしょうか。また、大きな改修という意味では、市が今所有している2階・3階のディーシングに伴い、床や天井、トイレなどの改修が必要になった場合の改修費、こういったものも市が負担することになるのかをお伺いします。

○議長（石原幸雄君） 建設部次長長谷川啓一君。

○建設部次長（長谷川啓一君） お答えいたします。

エスカード牛久ビルは、エスカード牛久管理規約に基づきまして管理が行われているものであり、共有部分等における改修につきましては、その負担者及びそれぞれの負担割合が規定されております。本年度のように改修費用が著しく大きくなる場合で、修繕積立金の積立額だけでは負担額が不足する場合には、当然、追加負担が必要となる場合も起こり得るものでございます。以上でございます。

○議長（石原幸雄君） 山本伸子君。

○5番（山本伸子君） それでは、エスカード牛久ビルの管理運営を行う第三セクターとしての役割、これに対する市の関与の考え方について伺ってまいります。

第三セクターは、行政を補完する組織として市民サービスの向上や地域振興を目的とし、公共性、公益性の高い事業を行うために設けられたものであり、牛久都市開発もその目的に沿い今まで事業を行ってきたと理解いたします。

ところで、第三セクターは、昨今の社会情勢の変化や市民ニーズの多様化への対応などから、経営状態が深刻化するなど、それを取り巻く環境は厳しさを増していると言われております。総務省からも、抜本的改革に関する指針や経営健全化に関する指針が示され、自治体にも組織体制や運営事業を整え、経営体質を強化していくことが求められております。そこで、多くの第三セクターを設置している自治体では、第三セクターへの関与に関する指針や関与方針などを策定し、第三セクターに対する行政の関与のあり方の方向性を定めております。

しかしながら、牛久市ではそのような指針となるものは策定していないと担当課から伺いましたので、市の第三セクターに対する関与の基本的なお考えについて伺ってまいります。

まず、エスカード牛久ビルを第三セクターに管理運営を行うようにした経緯について確認いたします。

○議長（石原幸雄君） 建設部次長長谷川啓一君。

○建設部次長（長谷川啓一君） お答えいたします。

第三セクターは、本来、社会的な便益が地域にもたらす事業であり、民間資本を中心とするが、地域振興の観点から地方公共団体が資本参加する必要がある場合等に限り、活用されるものでございます。

昭和60年当時、急速な都市化が進む本市の駅前という中心市街地を安全で快適な都市環境にするため、町施行による市街地再開発事業を行い、その環境を継続することは牛久市にとって大変に重要なことであるとの考えから、当時、第三セクター方式を採用したものであると考えております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 山本伸子君。

○5番（山本伸子君） 次に、財政的な関与について質問いたします。

第三セクターは行政機能を補完する役割を果たしていると認識いたしますが、独立した経営主体である以上、自主的、主体的に健全経営に取り組むことが原則となります。事業の公共性、公益性を考慮しつつも、経営に関しては自助努力によって行われるべきものであると考えますが、補助金、出資、損失補償、債務保証、貸付金についての市としての関与の考え方を伺います。

○議長（石原幸雄君） 経営企画部次長山崎 裕君。

○経営企画部次長兼財政課長（山崎 裕君） 牛久市では、総務省が平成26年8月5日に策定した「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」に基づき、第三セクターへの関与を行っているところであります。

財政支援の考え方においては、第三セクターの経営は自助努力により行われるのが原則とした上で、第三セクターの経営に伴う収入を充てることが適当でない経費や第三セクターが効率的な経営を行っても、その経営に伴う収入のみを充てることが客観的に困難な経費については、地方公共団体が財政支援を行うこともやむを得ないとしており、財政支援の種類として、債務保証を含む損失補償、貸付金、出資金が挙げられています。

損失補償につきましては、地方公共団体は適切な把握及び管理を行うとともに、計画的に削減することが可能であるとし、債務に対しての損失補償を行うべきではないとしております。

貸付金のうち、長期貸付は、損失補償や短期貸付と比較すると、地方公共団体の財政的リスクは低いと考えられるものの、一つの年度に多額の償還が見込まれる場合には、第三セクターの経営の著しい悪化が地方公共団体の財政運営に大きな影響を及ぼすおそれがあることに留意することが必要であるとしております。

出資金につきましては、第三セクターの設立に当たっての財政支援についての記述であり、地方公共団体が出資者として負う責任はあくまでも出資の範囲内であることを、当事者間とはより、利害関係者に対しても明確にしておくことが重要であるとしております。

今後の牛久市の第三セクターに対する関与のあり方につきましても、これまでと同様、総務省の指針と地方自治法の規定に基づき、第三セクターの健全な経営が維持されるように経営状況等を把握し、適切な関与を行ってまいります。以上です。

○議長（石原幸雄君） 山本伸子君。

○5番（山本伸子君） では、その中の貸付金に関して質問いたします。

イズミヤの所有していた地下から3階までは4月に市が取得しました。一方、イズミヤが複数の地権者から賃借していた4階の床については、撤退したことによりイズミヤが牛久都市開発に預託していた敷金を返済する義務が生じました。しかし、牛久都市開発はイズミヤから預

託された敷金を複数の地権者に預託していたため、それら地権者に預託した敷金の返還や金融機関への融資申し入れを行いました。結果として、敷金の一括返還できる十分な資金が調達できず、牛久都市開発の代表取締役である根本市長から牛久市に対して資金の借り入れの要請があり、15年を償還期間として4億円の貸し付けを行いました。

私は、今回の質問をするに当たり、4億円の貸付申請書の添付書類を情報公開請求いたしました。資金計画書、経営状況を説明する資料、借入金の償還計画書、担保を証明する資料です。しかし、公開することで当該法人の権利を害するおそれがあるためとして、また、特定の個人の権利利益を害するおそれがあるためとして、金額は全て黒塗りで、その内容は全くわからないものでした。

個人情報に係る部分について公開できない事情は少なくとも理解できますが、4億円の貸付金が間違いなく返済されるための計画も、そして、貸し付けた先の事業計画も市民が知ることができないのならば、市民の税金である4億円が、間違いなく、滞りなく返済されることを市が責任を持って認め貸し付けたと、そう理解してよろしいのでしょうか。

○議長（石原幸雄君） 建設部次長長谷川啓一君。

○建設部次長（長谷川啓一君） お答えいたします。

そのとおりでございます。

ただし、万が一の場合に備えまして、貸し付けに当たっては、担保を課すこと、牛久都市開発株式会社が共有者に対する債権について、しっかりと回収できる道筋を立てることを条件としたものでございます。以上です。

○議長（石原幸雄君） 山本伸子君。

○5番（山本伸子君） 「回収できる道筋を立てる」という、8月1日の広報うしくにもこれと同じフレーズが載っておりました。この回収できる道筋を立てるとは、具体的にはどういうことなんでしょうか。

○議長（石原幸雄君） 建設部次長長谷川啓一君。

○建設部次長（長谷川啓一君） お答えいたします。

共有者から牛久都市開発株式会社に対しまして滞ることなく敷金の返還がされる方法をとることを条件としたものでございます。最終的には、牛久都市開発株式会社から共益者に毎月支払われる床賃借料から一定の金額を控除する形をとってございます。以上でございます。

○議長（石原幸雄君） 山本伸子君。

○5番（山本伸子君） 今の御答弁ですと、エスカートの4階、今複数の地権者が所有しているその床ですね。現在、店舗は入っていませんが、牛久都市開発はそれら地権者に賃借料を支払い、そこから敷金分を控除しているということでしょうか。

○議長（石原幸雄君） 建設部次長長谷川啓一君。

○建設部次長（長谷川啓一君） 御意見のとおりでございます。そのとおりでございます。

○議長（石原幸雄君） 山本伸子君。

○5番（山本伸子君） じゃあ、そうしますと、賃料からの控除ということは、地権者から支払われる敷金の返還金に牛久都市開発の資金が充てられているという理解でよろしいでしょうか。

○議長（石原幸雄君） 建設部次長長谷川啓一君。

○建設部次長（長谷川啓一君） お答えいたします。

原資という考え方であれば、そのとおりでございます。

そもそも、賃料につきましては、権利者が有する財産を牛久都市開発が借りておりまして、その対価として得ているものでございます。したがって、賃貸借契約が結ばれている以上、当然、借り手であります牛久都市開発は支払う義務が生じますので、貸している方に支払うというふうなことでございます。以上でございます。

○議長（石原幸雄君） 山本伸子君。

○5番（山本伸子君） わかりました。

そうなりますと、店舗が入らなければ、いつまでも牛久都市開発が地権者の敷金として資金を支払わなければならないというようなことだと理解しましたので、一刻も早い店舗の誘致が望まれるところです。

この4億円の貸付申請書の添付書類ですが、その中に今後15カ年の事業計画と返済計画があります。金額の箇所は非公開となりましたので、その詳細については知るよしもありませんが、今、あいている床に店舗が入居して家賃収入が入っていることを見込んでの事業計画と返済計画になるかと思えます。この計画は、毎年、どれほどの店舗が入ると見込んでの金額を計上しているのか。これに関しては、牛久都市開発の経営上のことですので、執行部として御答弁は難しいかも知れませんが、計画どおりに店舗が入らない場合、貸し付けしている牛久市としては、どう対応するのかについて質問したいと思います。

8月1日の広報うしくでは、返済が滞ることなく適切に行われるよう、牛久都市開発に対し強く指導を行うとありましたが、市として、具体的に返済に関してどのような指導を行うのでしょうか。

○議長（石原幸雄君） 建設部次長長谷川啓一君。

○建設部次長（長谷川啓一君） お答えいたします。

牛久都市開発株式会社への貸し付けに当たりましては、15カ年の事業収支計画と、それに基づく返済計画に基づきまして、また、担保の提供と牛久都市開発株式会社の権利者に対する

債権をしっかり回収することを条件に貸し付けを行ったものでございます。

牛久都市開発株式会社に経営がこれらの計画に合っているか、債権回収がしっかり行われているかといった点につきましては、今後も厳しく管理してまいりたいと考えてございます。以上です。

○議長（石原幸雄君） 山本伸子君。

○5番（山本伸子君） 万が一ということなどあってはならないのですが、担保の提供を課しているということ。じゃあ、この担保は4億円の貸付金に見合う担保となっているのかを確認いたします。

○議長（石原幸雄君） 建設部次長長谷川啓一君。

○建設部次長（長谷川啓一君） お答えいたします。

貸し付けに対する担保提供につきましては、当然のことですけれども、担保の対象となる資産については不動産鑑定を実施して受けてございます。その結果、評価額は貸付額以上のものということから、貸し付けを行ったものでございます。以上です。

○議長（石原幸雄君） 山本伸子君。

○5番（山本伸子君） それでは、確認事項として、イズミヤの所有していた地下から3階までを4月に市が8,800万円で売買した際の契約書に関して質問いたします。

去る1月30日の全員協議会の説明では、契約の相手先であるエイチ・ツー・オーホールディングスから、イズミヤの所有する床の譲渡は牛久都市開発に預託した敷金の一括返済を前提条件にしている、その敷金返還の財源を市が貸し付けする旨を売買契約書に記載することを要求していると、そういうお話でした。

しかしながら、資料請求をした売買契約書にはその記載はありませんでした。エイチ・ツー・オーホールディングスの要求はどのようになったのでしょうか。

○議長（石原幸雄君） 建設部次長長谷川啓一君。

○建設部次長（長谷川啓一君） 平成31年1月に行われた牛久市議会議員全員協議会時点においては、契約相手方であるエイチ・ツー・オーアセットマネジメント様から、当時の契約書案に、牛久都市開発が行う敷金返還に対しその財源を市が貸し付ける旨の記載の要求がされていたことから、それを全員協議会資料にも記載したものでございます。

しかし、牛久市では、牛久市がエイチ・ツー・オーアセットマネジメントから床を取得する売買事案と牛久都市開発がエイチ・ツー・オーアセットマネジメントに対して行う敷金返還の事案は全く別の案件であるとの姿勢を崩さない交渉を進めたことから、最終的に契約書から敷金関連問題を関連づける文言は削除されたものでございます。以上です。

○議長（石原幸雄君） 山本伸子君。

○5番（山本伸子君） 続きまして、第三セクターへの市の人的関与のあり方について質問いたします。

牛久都市開発に関しては、役員に、特別職も含め、市の職員が3名就任していると認識しておりますが、役員就任について、市としてはどのような見解で人数や役職に関し関与をしているのでしょうか。

○議長（石原幸雄君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 現在、牛久都市開発株式会社の役員として、市長、副市長、総務部長の3名が牛久都市開発株式会社の意向により役員として就任しております。これは役員としての当該団体に期待する出資目的の実現及び健全経営の維持のため団体運営にかかわるとともに、当該団体への情報収集により市民への説明責任を果たすことが必要と認めたことから、人的支援を行っているところでございます。

○議長（石原幸雄君） 山本伸子君。

○5番（山本伸子君） では、エスカード対策室について質問いたします。

市では、エスカード対策室を牛久都市開発内に設置して、積極的にビル内の店舗誘致の対応に当たっていることと思います。イズミヤの床を市が取得したことで、今までの店舗誘致に関して、エスカード対策室と牛久都市開発との連携に変化があるのか。第三セクターの主体性を尊重しつつも、適正で対等な関係をどのように築いていくのかをお聞きいたします。

○議長（石原幸雄君） 建設部次長長谷川啓一君。

○建設部次長（長谷川啓一君） お答えいたします。

中心市街地の活性化は、牛久市に限らず、全ての地方公共団体が取り組まなければならない重要な課題の一つであり、牛久駅前のエスカード牛久ビルにおける空き床解消の取り組みは、市の床所有のいかにかわらず、真剣に取り組まなければならない課題であると考えております。

エスカード対策室は、設置後、空き床の解消に向け、牛久都市開発株式会社と連携をして取り組んでいるものであり、それ以外の牛久都市開発株式会社の経営、運営、業務に関しては一切の関与をしてございません。

したがって、牛久都市開発株式会社の主体性を損なわせることはなく連携・協力をしていくものでございます。以上です。

○議長（石原幸雄君） 山本伸子君。

○5番（山本伸子君） それでは、次に、市の指導監督について質問いたします。

8月1日の広報うしくのトップ2面にわたり、エスカード牛久の再生を目指すとして、イズミヤが撤退してから市がその床を取得するまでの経緯が掲載されました。この中には、牛久都

市開発からイズミヤへの敷金返還問題について、次のように記載されております。

「この問題は、平成26年5月の取締役会において、当時、牛久都市開発からイズミヤに対する保証金の返済が同年6月に完了することを受けて、敷金についても返還に向けて方向性を決める必要がある旨の議論があったにもかかわらず、具体的な対応を行わなかったことが必要以上の混乱を招いた要因の一つである」。そう結論づけております。

概して、第三セクターは責任の所在が曖昧であると言われておりますが、経営責任の明確化は、国の指針の中でも述べられている大切な視点です。今後、同じような状況にならないためにも、牛久都市開発の経営責任というものについての市のお考えをお聞かせください。

○議長（石原幸雄君） 建設部次長長谷川啓一君。

○建設部次長（長谷川啓一君） 第三セクターといいましても、独立し、みずからの責任で事業が遂行されるものであり、経営者は、経営が著しく悪化した場合等には、民事・刑事上の法的責任追及が行われる可能性もあり得るものでございます。

したがって、経営者及び取締役等の役員は、目先のことだけに捕らわれることなく、中長期的な見通しも踏まえた判断は必要不可欠であり、また、その経営状況は、逐一確認を行うとともに、問題が生じれば速やかな原因追求と対応策を講じることをしなければならないものと考えてございます。以上です。

○議長（石原幸雄君） 山本伸子君。

○5番（山本伸子君） 会社のトップとなる役員は、会社における重要な事項を取締役会で決めていきますし、さきの6月議会では、市長のほうから、透明性を図るためにも役員に市議会からという発言もありました。

ところで、法令や定款にもあるかと思われませんが、役員である取締役は株式会社のため忠実にその職務を行わなければなりません。そして、この忠実義務の一つに、自己または第三者の利益を優先させて会社の利益を犠牲にするようなことをしないということが含まれ、取締役が会社と利益が相反する行為を制限しています。こういったことが起こらないような指導監督を市として適切に行っているのでしょうか。

○議長（石原幸雄君） 建設部次長長谷川啓一君。

○建設部次長（長谷川啓一君） お答えいたします。

利益相反行為につきましては、会社法等の法律でそれを制限しており、現在の牛久都市開発株式会社においても、当然、法律を遵守した運営がなされなければならないと考えてございます。

また、取締役には市の職員が就任していること、さらに、本年より牛久市議会の代表といたしまして須藤産業建設常任委員会委員長が牛久都市開発株式会社の監査に就任されていること

から、利益相反行為については厳しく監視できる体制は十分整っているものと認識してございます。以上です。

○議長（石原幸雄君） 山本伸子君。

○5番（山本伸子君） 牛久市として、4億円を貸し付けた牛久都市開発にはこれまで以上に積極的に関与していくのは必要なことだと考えます。国の第三セクターの経営健全化の指針には、経営状況の把握と評価も言われております。今後、市として牛久都市開発の経営状況を的確に把握するためにどのような検討をしていかれるのかを伺います。

○議長（石原幸雄君） 建設部次長長谷川啓一君。

○建設部次長（長谷川啓一君） お答えいたします。

経営状況の把握につきましては、牛久都市開発株式会社の決算や事業報告書を公平な視点から正確な分析が必要であると考えてございます。

しかしながら、株式会社と自治体の会計処理につきましては大きな違いがございまして、担当職員による分析だけでは不十分になる可能性もあると懸念するところでもございます。

したがいまして、専門家による分析の検討を行うとともに、必要とあらば、牛久市監査委員さんによる出資法人監査の実施等の要求も検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 山本伸子君。

○5番（山本伸子君） 今、出資法人の監査を牛久市の監査委員にも要求していくことも検討しているという御答弁だったんですが、それでは、監査委員会としては、要求があった場合はどうされますか。

○議長（石原幸雄君） 監査委員事務局長大和田伸一君。

○監査委員事務局長（大和田伸一君） 財政援助団体等監査といたしまして実施する方向で考えてまいりたいと思います。以上です。

○議長（石原幸雄君） 山本伸子君。

○5番（山本伸子君） ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

先ほども最初に申し上げましたが、指定管理者、これは今募集して選考している最中かと思うのですが、まだ牛久都市開発になるかどうかは決まっていないんですが、この15カ年の事業計画、黒塗りになった事業計画を見ますと、その収入の中には駐車場の収入と駐輪場の収入も計上されております。15年間、まだ決まってもいない計上がされているということでは、この15年間の事業計画の立て方にも私は甘いところがあるのではないかと考えております。しかも、その指定管理者の収益は自主事業に使われるものであり、資金の返済金に充てられるのは目的としても違っている。そういうところもしっかりと監査のほうを行っていただきたいと思います。

それでは、最後に、情報公開の推進について伺います。

情報公開に関して、私は、平成30年6月議会で、牛久市が25%以上出資している4つの法人のうち、牛久都市開発だけが情報公開をしていないことについて質問しましたところ、執行部の答弁は次のようでした。条例によって、市が出資し、直接その設立にかかわった法人が情報公開することの努力義務を規定しているところだが、4つの法人については、それぞれ独立した存在としての確に対応した制度を整備し、それぞれの立場において情報公開をしていくものと考えているというものです。あくまでも市は、努力義務であり、牛久都市開発が主体性を持って情報公開をしていくものであるというスタンスでした。

しかしながら、市が5,000万円の出資をし、そこに今回4億円の貸し付けも行い、自治体としてこのように公的な資金を使っている以上、議会のみならず、市民への情報公開も大切な務めであると思わずにはいられません。透明性、公平性、公益性があることで、今回の4億円の貸し付けに対し市民からの理解や支持も得られるのではないのでしょうか。

市としては、貸し付けをした経緯を踏まえ、今後、市民への情報公開に向けて努力義務をどう果たしていくのかを最後に伺います。

○議長（石原幸雄君） 建設部次長長谷川啓一君。

○建設部次長（長谷川啓一君） お答えいたします。

国が示す指針においても、「第三セクターがみずから積極的な情報公開に取り組むよう指導することも有効である」とされていることから、牛久都市開発株式会社に対しまして、当然、経営への影響も十分考慮した上でのことになりますけれども、その判断になろうかと思いますが、積極的な情報公開を行うよう求めてまいりたいと考えてございます。以上です。

○議長（石原幸雄君） 山本伸子君。

○5番（山本伸子君） 今議会には、牛久シャトーに関して第三セクターでの運営が提案されております。牛久市が第三セクターの運営にどのように関与していくのか、その基本的な考え方の方向性を定めることがさらに求められましょう。第三セクターが社会や市民の変化するニーズに対応し、その長所を生かす取り組みができるよう、市としてのかかわりを確かなものにといい、さまざま質問してまいりました。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（石原幸雄君） 須藤京子君。

○15番（須藤京子君） ただいまの山本議員の一般質問の中で、私、エスカード牛久ビルを管理する牛久都市開発のただいま監査委員をしておりますが、その件に関連して甚だ遺憾な部分がありました。その点を、現段階では確認できませんので、後で申し入れを行いたいというふうに思いますが、それを議運長のほうにお願いをしたいと思いますが、どういう手続をと

ったらいいのかということで、申しわけございませんが、ただいま発言させていただきました。

○議長（石原幸雄君） 着座のまま暫時休憩いたします。

午後0時04分休憩

---

午後0時04分開議

○議長（石原幸雄君） 再開いたします。

以上で5番山本伸子君の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。再開は13時05分といたします。

午後0時04分休憩

---

午後1時08分開議

○議長（石原幸雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、15番須藤京子君。

〔15番須藤京子君登壇〕

○15番（須藤京子君） 午後の一般質問トップバッターということで、これから一般質問を行ってまいります。私は市民クラブの須藤京子でございます。

根本市長におかれましては、9月の市長選挙において見事に再選を果たされ、心よりお祝いとお喜びを申し上げます。2期目のスタートに当たる今議会では、所信表明においてさまざまな課題がある中での市政のかじ取りに果敢に取り組んでいく力強い決意、覚悟を伺い、立場は違いますが、私も魅力ある牛久のまちづくりのために全力で取り組んでいきたいとの思いを新たにいたしました。今後とも牛久市の発展のために力を尽くしていただきますよう、お願いを申し上げます。

それでは、大きく2点について、一問一答方式にて一般質問を行ってまいります。

最初は、平成30年度決算の総括についてであります。今議会は、決算を認定する議会でございます。決算についての慎重な審査は特別委員会に委ねることになりますが、私の一般質問では、30年度決算の全体的な財政状況の総括と今後の税収見通しについてを質問してまいります。

牛久市の平成30年度決算は、歳入においては283億9,000万円で、対前年度比2.5%の増額、支出につきましては274億1,000万円で、対前年度比3.4%の増額となり、決算総額は歳入歳出ともに過去最高額となっております。

まずは、財政状況について2つの点から質問してまいります。

財政状況を分析する際には、財政収支、財政構造、将来への財政負担の3つの切り口から点検することが一般的であると言われております。そのうち、財政収支を見るための代表的な指標としては実質収支比率が挙げられます。実質収支比率とは、自治体の財政規模に対する収支の割合を示すもので、収支が黒字ならば正の数、赤字ならば負の数になり、一般的にはその値が3から5%が適正な範囲とされております。実質収支比率が3%を下回った場合、剰余金が少なく、翌年度の財政運営において不測の事態が生じた場合に弾力的な対応ができない状況が想定されます。一方、5%を超えるような状況は、剰余金が多額に発生したことで、収入が当初より相当上回ったか、歳出の不用額が多額に生じた状況を示しており、年度の途中でこうした実態を把握していれば、補正予算を編成して、その財源を有効に活用できたにもかかわらず、その対応が十分でなかった。つまり、適切な財政運営ではなかったということになります。

牛久市では、直近の5年間の数値は、平成26年度6.2、27年度7.5、28年度5.7、29年度7.0、平成30年度は5.2となっております。そこで、こうした数値を市としてはどう判断しているのか。この数値は結果として得られるものであるとは考えておりますが、市の認識を伺います。

○議長（石原幸雄君） 経営企画部次長山崎 裕君。

○経営企画部次長兼財政課長（山崎 裕君） お答えいたします。

実質収支比率は、平成26年度以降、毎年5%から7%台で推移している中、平成30年度はここ5年間では最も低い5.2%となりました。

実質収支比率は、地方公共団体の財政運営の良否を判断する比率ですが、比率が大きい、つまり、黒字の額が多いからといって良好な財政運営が行えたとは断定できません。その年の歳入はその年の市民サービスの向上に充てるのが大原則であり、多大な剰余金を生み出し、むやみに後年度に先送りすることは厳に慎まなければならないと考えます。

実質収支比率は、3から5%程度が望ましいという考えもありますが、重要なことは、計画どおりに事業が執行できたか、目的・目標を達成することができたかということにあり、効率的に予算を執行した結果による剰余金であり、実質収支比率であると考えております。

事務事業の取り組みに当たりましては、今までどおり、目的・目標を明確にし、それを実現するために何をすべきかを的確に見定め、さらなる市民サービスの向上に努めてまいります。以上でございます。

○議長（石原幸雄君） 須藤京子君。

○15番（須藤京子君） ただいま御答弁をいただいた内容は、予算管理の上では当たり前と言えるもので、それが確認できたということは、私としても、今後、その姿勢がぶれることなく貫かれているか、これのほうが重要なのだと思っております。

根本市政では、計画的事業執行が重視され、当初予算を重視する財政運営が図られております。しかし、一方で、だからこそ起きる弊害と申しますか、予算獲得に専心する余り、過大な事業執行を見込んだ予算計上となり、結果として多額の不用額が生じる事態や繰り越しを行わざるを得ない状況を生み出していくことも考えられます。そうした事態への対応と申しますか、適切な財政運営へとつなげるための補正予算の編成など、年度途中の事業執行状況に即した財政管理についてを再度伺います。

○議長（石原幸雄君） 経営企画部次長山崎 裕君。

○経営企画部次長兼財政課長（山崎 裕君） 議員おっしゃるとおり、当初予算におきましては、年間予算を組んでおります。その中で、年度前半においては、補助事業の追加採択等に伴う事業費の増額や工事が進捗する中での工事の内容変更に伴う増額補正が多くなります。その反面、事業先送りなどの減額補正は少なく、財源確保が困難な中で、財政調整基金を初めとする繰入金を充てることで増額補正における不足財源に対応している状況です。

それに対し、年度末には事業の執行残による減額補正が生じますが、増額補正が生じることは少なく、充当する歳出経費が少ないため、基金への繰り戻しや積み立てを行うことにより、翌年度以降の財源として確保しております。

今後の財政運営に当たりましても、過大な予算計上とならないように努めるとともに、工事等の進捗状況や年々増加する扶助費を初めとする社会保障経費の執行状況などを的確に捉え、効率的な財源配分に努めていく考えでございます。以上です。

○議長（石原幸雄君） 須藤京子君。

○15番（須藤京子君） 牛久市は当初予算重視、そして、その事業の推進状況により、また、国の補助事業の採択等により、年度途中で流動的に発生するそうした財政運営においても、適宜補正予算の編成などを行ったりして規律ある財政運営に努めているということが確認できました。

市長選挙の際に、これは市長選挙ということですから、一般的にあおるといようなこともございますけれども、現根本市政における財政運営がいかにも破綻を来すかのような発言をみておりましたことから、現在の牛久市の財政運営、規律がどうであるのかという確認をした次第でございます。

それでは、次に、経常収支比率についての質問に移ります。

経常収支比率は、財政構造の弾力性を示す指標で、低ければ低いほど財政運営に弾力性があり、政策的に使えるお金が多くあることを示していることは御承知のとおりでございます。牛久市の直近の経常収支比率は、30年度93.1、29年度91.8、28年度93.8、27年度91.0、26年度92.4となっており、財政の硬直化が進んでいることを示してお

ります。しかしながら、都市機能が整備された地方都市にあつては、こうした傾向はやむを得ない状況であるとも理解しております。とはいえ、90%を超える経常収支比率が常態化している、積極的なまちづくりが行えない状況が改善されず、まちづくりにも大きな影響を及ぼしかねないものでもあります。

そこで、経常収支比率を算出するに当たって、その構成費目、義務的経費である人件費や扶助費、公債費、また物件費や補助費等についても30年度はどのような変化があつたのか、その傾向についてどう分析しているのかを伺います。

○議長（石原幸雄君） 経営企画部次長山崎 裕君。

○経営企画部次長兼財政課長（山崎 裕君） 平成30年度の経常収支比率は、前年度比1.3ポイント上昇し93.1%となり、平成18年度以降90%を下回ることなく高い値で推移しております。

人件費、扶助費、公債費で構成される義務的経費の経常経費充当一般財源の平成30年度決算額は、前年度と比較し1,999万1,000円増加し75億5,922万8,000円となっておりますが、経常収支比率は、分母となる経常経費充当一般財源の合計が増加したため、0.1ポイント減少して55.8%となりました。

内訳を見ますと、人件費は、一般職給与並びに委員等報酬の減、扶助費は、障害者介護給付費や民間保育園運営支援が増加したものの、臨時福祉給付金が平成29年度に制度終了したことにより総額では減少しました。公債費は、平成26年度債の元金償還開始により7,423万7,000円増加しました。

決算額に占める経常経費充当一般財源の割合を見ると、扶助費は、国の制度に基づく社会保障経費が主であり、国県支出金等の財政措置があるため29%となっており、人件費の88%、公債費の99%に対し、市の単独持ち出しの割合が低くなっております。

公債費は、繰り上げ償還以外は経常的経費に分類され、また、充当する特定財源もないため、特に注視すべき費目となっております。市債の発行については、より有利な資金調達方法を検討するとともに、各年の償還ペースも含め、総合的な市債管理を行っていかねばならないと考えます。

また、物件費、繰出金についても経常収支比率を押し上げる要因となっております。牛久市は、生涯学習センター、図書館、クリーンセンターを初めとした公共施設が充実していることにより、その維持管理・運営経費が増加しており、物件費については、前年度比0.6ポイント増の21.2%、繰出金については、医療費、給付費の増加に伴う国民健康保険事業特別会計及び介護保険事業特別会計繰出金の増により、1ポイント増の12.2%となりました。

これからの地方創生、地域の活性化など希望の持てるまちづくりを進めていくためには、こ

れまで以上に、出産、子育て支援施策を初め、将来の人口維持につながる政策的な取り組みを拡大させていく一方で、事務事業の効率化に積極的に取り組み、あわせて歳入の根幹である市税の確保にも努め、經常収支比率の増加による財政の硬直化に歯どめをかけなければならないと考えております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 須藤京子君。

○15番（須藤京子君） ただいま御答弁にもありましたとおり、經常経費については、それぞれの費目で増加傾向にあり、特に物件費のように類似団体内平均値と比しても高い値を示すものもあります。今後、エスカード牛久ビルや牛久シャトーの利活用を図るための経費や公共交通網の整備に関する経費など經常経費を押し上げるであろう経費も見込まれることから、不必要な支出を抑制し、コストパフォーマンスを高めていただく必要があると考えます。今後も、經常経費全体の圧縮に努めていただきたいということをお願い申し上げます。

それでは、次に、歳入歳出に関し、2点、質問いたします。

30年度の歳入は、前年度比で2.5%、およそ7億円の増となりましたが、その要因をお示しください。また、収支については実質収支はプラスでしたが、単年度収支、実質単年度収支はマイナスとなっております。その原因についてもお示しください。

財政的に言えば、単年度収支については実質収支がプラスであれば問題はないと考えますが、今後の景気後退で悪化が懸念される日本経済や人口減少時代に突入しますますます厳しい財政状況が予想されるだけに、単年度での収支も念頭に置く必要があると考えることから伺うものであります。

○議長（石原幸雄君） 経営企画部次長山崎 裕君。

○経営企画部次長兼財政課長（山崎 裕君） 平成30年度は、まちの魅力を高めるとともに内外に子育てのまちをアピールし、定住人口、特に若者や現役世代を呼び込む施策として、ひたち野うしく中学校、幼稚園、武道場の大型投資事業を本格的にスタートしました。その財源として国県補助金のほか、未利用地を売却し、計画的に積み立てた財政調整基金を3億685万4,000円繰り入れたほか、牛久都市開発株式会社に対する貸付金の財源として、土地開発基金の現金分4億円を一般会計に繰り入れました。

その結果、平成30年度の繰入金は11億7,958万5,000円となり、前年度から大幅増の10億4,527万1,000円となり、過去最高額となった歳入決算額を押し上げる最大の要因となりました。

次に、平成30年度単年度収支は、前年度と比較し、実質収支が2億6,675万1,000円の減額となりました。減少の理由は、歳出では、予算の計画的な執行により不用額が5,383万6,000円減少し、歳入では、平成29年度決算では予算額を超過した決算額とな

った譲与税等が平成30年度決算では予算額に近い決算額となったことが要因として考えられます。

また、実質単年度収支については、平成29年度は基金取り崩しがなかったものが、さきに述べたとおり、大型投資事業の財源として5億8,181万4,000円を取り崩したために赤字要因となったものです。

いずれにせよ、当初予算編成時に年間予算編成を行い、計画どおりに事務事業を執行し、目的を達成することが重要と考えております。今後も予算を適正に執行し、健全財政に努めてまいります。以上です。

○議長（石原幸雄君） 須藤京子君。

○15番（須藤京子君） ただいま御答弁いただきまして、歳入増の要因としては、若者世代を呼び込む施策など積極的なまちづくりの観点から取り組んだ施策の充実策、その結果として財源確保、基金からの繰り入れなどが大きく大幅増となったということが御説明いただきましたが、ということは、30年度は一時的な要素が高いということなののでしょうか。

先ほども申しましたが、今後の景気の動向、人口減少時代、高齢化の進展、こうしたことで日本経済の悪化が懸念されております。また、台風15号により深刻な被害に見舞われた千葉県各市町村を例に挙げるまでもなく、もはや、大規模災害への備えやまちの衰退につながりかねないまちづくりなど重要課題への支出、そうした新たな時代に起こる新たな財政需要にどう対応していくかということは喫緊の課題であるとも思っています。こうした不測の事態への財源の確保等、牛久市としては耐えうるだけの財政的な体力を持ち得ているのか、この点、再度確認いたします。

○議長（石原幸雄君） 答弁を求めます。経営企画部次長山崎 裕君。

○経営企画部次長兼財政課長（山崎 裕君） 先ほど答弁しましたとおり、基金繰入金が大幅に増加した要因は、大型投資事業に対する財源、牛久都市開発株式会社に対する貸付金の財源が大部分を占めており、一時的な要素が高いものと考えております。

次に、不測の事態への対応ですが、まず、財政調整基金の確保が挙げられます。災害復旧経費の財源、災害により生じた減収の補填、景気、経済の不況による大幅な税収減による財源不足の補填などのためにこの財政調整基金を確保しておく必要があります。

また、中期的な視野に立った財源の確保としましては、公共施設の長寿命化事業に充てるための各施設整備基金などの特定目的基金が挙げられます。牛久市では、財政調整基金、減債基金、特定目的基金の合計残高が平成24年度に大きく減少した後、平成28年度からは増加に転じ、確実に増加を続けております。

今後も効率的な財政運営を行い、計画的な基金への積み立てを実施し、将来に向けた、また、

不測の事態にも対応できるような財源確保に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 須藤京子君。

○15番（須藤京子君） 次に、投資的経費の状況、国庫補助金の動向についてでございます。

性質別経費における投資的経費は、31億318万7,000円で、前年比マイナス12.8%となっております。これは牛久市の単独事業である普通建設事業費が支出されたものの、29年度、国の補正予算絡みの建設事業等が終了したことに伴いマイナスになったとのことですが、その内容、国庫補助金の最近の動向について伺います。

○議長（石原幸雄君） 経営企画部次長山崎 裕君。

○経営企画部次長兼財政課長（山崎 裕君） 投資的経費の補助と単独の内訳は、補助事業が15億8,483万4,000円、前年度比4億9,066万4,000円の減、単独事業は15億1,835万3,000円、前年度比3,655万6,000円の減となりました。補助と単独の割合は、平成29年度の6対4に対し、平成30年度は5対5となり、補助事業の割合が減少しました。

単独事業が、ひたち野リフレ空調改修工事や牛久運動公園武道場建設事業など、前年度並みの決算額となったものの、補助事業は、平成29年度の国の補正予算の対応の牛久南中学校校舎大規模改修工事、牛久第一中学校体育館改築工事の終了、清掃工場の延命化の事業費の減少に伴い減額となりました。

また、投資的経費に充当した国庫補助金は、前年度比2億5,000万円減少し6億5,368万6,000円となり、減少した分、一般財源が増加したという状況になっております。これは平成29年度は国の補正予算により教育施設の工事を前倒しで実施しましたが、平成30年度は牛久運動公園駐車場整備等にとどまったためであります。

昨今、市町村からの補助金要望が増加し、国からの配分額が減少する中、補助金が頭打ちとなることが多々見受けられます。今後とも、社会、経済情勢、国の動向を注視し、財政的に有利となる国の補正予算等にすばやく対応できるよう計画的な事業の執行と財政運営を行ってまいります。以上でございます。

○議長（石原幸雄君） 須藤京子君。

○15番（須藤京子君） 御答弁の中でも国庫補助金の獲得が今後もますます厳しい状態が続いていくというようなことでございました。しかしながら、単独での事業執行は、牛久市にとっても財政負担が大きいと考えられます。経常収支比率の改善も難しい現状においては、引き続き国の動向を注視し、いち早く国の政策に合致するよう、事業推進のための準備を進める体制づくりをお願いしたいと思います。

しかしながら、一方で、国の補助を見込んでの事業も、あくまで市民生活に必要な事業の推

進であって、後年、維持管理に多額のコストが必要な事業などは慎重に考え実施に当たっていくべきとも考えております。財政運営の点からだけでなく、慎重な市政執行が求められていると考えますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、次に、今後の税収見通しについて、特に消費税率引き上げが地方財政にどのような影響を与えるのか、次年度以降の予算の動向について質問いたします。

8月30日付で総務省は「令和2年度地方財政の課題」といたしまして、通常収支分として、1、人づくり革命、地方創生の推進等の重要課題への対応。2、地方の一般財源総額の確保と地方財政の健全化等。3、スマート自治体等の推進と財政マネジメントの強化。また、東日本大震災分についての見解を示しておられます。

近年、地方自治体では、子育て支援の充実や保育人材の確保、高齢化が進行する中での医療・介護などの社会保障への対応、公共交通網の整備など、果たす役割が拡大する中で、大規模災害を想定した防災・減災対策の実施、人口減少への対策など、新たな政策課題に直面しております。こうした新たなニーズへの対応と細やかな公的サービスの提供を実施していくには、これらに対応し得る地方財政の確立に努めていかなければなりません。

市としても、30年度決算の特徴の中で随所に今後の財政運営についての見解が述べられておりますが、新たな財源の確保策に取り組むほか、中長期的な視点から財政の財務分析に重点を置き、国の地方財政計画の動向等も注視し、健全な財政運営を図っていかなければならないと考えております。

そこで、今後の牛久市の財政運営の観点から、税収見通しについてを伺いたいところではございますが、決算時ということでございますので、今回はポイントを絞って、10月から税率が引き上げられた消費税について、今後の税収拡大にどうつながっていくと予想されているのか。また、地方交付税の今後の動向についてどう予測されているのかを伺います。

○議長（石原幸雄君） 経営企画部次長山崎 裕君。

○経営企画部次長兼財政課長（山崎 裕君） 本年10月から、消費税及び地方消費税を合わせた税率が8%から10%へ引き上げられ、うち、地方消費税は1.7%から2.2%の0.5%増加となりました。

しかしながら、事業所等が増税分の消費税及び地方消費税を収入し、それぞれの事業所等の申告対象期間のおおむね2カ月以内で申告・納税し、国から県に収入され、最終消費地に帰属させるための精算を経て市町村に交付されるまでには、おおむね半年程度のタイムラグがあるため、今年度予算の消費税交付金予算14億4,034万6,000円につきましては、増税による影響はほぼないと考えております。

また、令和2年度においては、地方消費税の増税分について、ほぼ満額の交付金額となると

見込んでおります。

地方消費税交付金を増額と見込む一方で、普通交付税につきましては、地方消費税交付金が基準財政収入額に算入されており、平成25年度までの従来分である税率5%分は75%、増税分は100%算入されていることから、今回の増税分についても同様に100%算入される見込みです。

ただし、国の普通交付税の財源である消費税総額も増税の影響で増額となり、国の令和2年度地方交付税概算要求時点の出口ベースでの地方交付税総額は4.0%となっており、結果的には普通交付税も増額となると見込んでおります。以上です。

○議長（石原幸雄君） 須藤京子君。

○15番（須藤京子君） 今回の私のこの件に関する質問というのは、甚だ財政でも答弁するというのが難しい部分であったかと思ひまして、その点は、ちょっと申しわけないなというふうに思っております。

いずれにいたしましても、今後ますます自治体間競争といえますか、どの自治体でも人口増を図っていかなければ、日本全体の中での人口減少、それがどう自治体で影響あるのかということとはどの自治体でも大きな課題ということで、魅力あるまちづくりがその自治体間競争に勝ち抜く一つの大きな発信であるというふうに理解しております。今後とも、その均衡ある財政とともに、税収増につながるような施策、これは市長にも陣頭指揮をとっていただいて人口増につながる施策を打っていただいて、魅力ある牛久、住んでよかったと言えるまち、これは市長もおっしゃっておられることですので、そうしたまちづくりへつなげていっていただきたいというふうにお願いを申し上げます。

それでは、次に、2番目の牛久型公共交通網の整備について質問してまいりたいと思います。この質問に関しましては、今議会の一般質問において同僚議員も質問され、また、私も本年3月議会で質問しているところではございますが、根本市長が公約の一つに挙げられ、大きく動き出しそうな時期だけに、改めて取り上げさせていただきました。

根本市長が掲げられた公約では、高齢で車の免許がなくても安心なまちにということで、公共交通機関の広域化を図るとともに、公共交通機関の利用困難地域にタクシー等を活用したデマンド交通の導入を図り、移動手段の多様性を進めるというものでありました。そこで、今回の私の質問では、デマンド交通の導入を念頭に置きつつ、牛久市の公共交通網全体の状況を踏まえた上で、どの部分を整備していくことが牛久市にとって最善なのかを見きわめ、持続可能な制度としていくのかという視点で質問していきたいと思ひます。

それでは、まず、かっぱ号の現状について伺います。かっぱ号の運行につきましては、運行以来さまざまな観点から検討が加えられ、ルート変更など利便性向上に向けた取り組みがなさ

れてきたところではございますが、利用者数の現状及びその推移、また、課題となる点はどこにあるのか伺います。

○議長（石原幸雄君） 経営企画部長吉田将巳君。

○経営企画部長（吉田将巳君） 平成30年度の牛久市コミュニティバスかっぱ号の利用者数は29万8,000人で、前年度比1万312人の増加となっております。

運賃収入は約2,652万円で、前年度比約232万円の増加となりました。

ルート別に見ますと、運動公園ルートの利用者数が8万3,042人で、全ルートで一番多くなっており、前年度と比べて4,022人増加しています。運動公園ルートにおきましては、ひたち野うしく地区内でおられる利用者が多いことから、同地区を訪れたいニーズが高まっていることが考えられます。この傾向は、令和元年度に入りましても続いており、かっぱ号のニーズは依然として高い状況であると捉えております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 須藤京子君。

○15番（須藤京子君） かっぱ号へのニーズ、高まっているということでした。ひたち野うしく地区内でのニーズも高まっているというようなことを伺っておりますけれども、これはかっぱ号の問題として捉えていくと認識されているものなのか、それとも、それ以外の方法も手法の中に入れて検討している、今後、検討すべきというふうを考えているのか。その点、どのように捉えているのかを伺います。

○議長（石原幸雄君） 経営企画部長吉田将巳君。

○経営企画部長（吉田将巳君） ひたち野うしく地区へのかっぱ号の拡充につきましては、平成28年6月に策定いたしました牛久市地域公共交通網形成計画にございますように、かっぱ号を配置する、運行するエリアでございますけれども、これは市街化区域及び郊外団地とし、1ヘクタール当たりの人口が30人を超える地域をバス成立エリアとして定めておるところでございます。この考え方にに基づき、ひたち野うしく地区のかっぱ号の導入を検討しておるところでございます。

路線等の検討に当たりましては、現在、本年8月に実施しました公共交通アンケート、こちらの結果を集計中でございますので、この結果も参考にしていきたいと考えております。

導入時期につきましては、同計画の目標年次としましては令和2年度までにというふうにございますけれども、現在、牛久シャトーやエスカード対策などの喫緊の課題というものが発生していることから、優先順位等に関しては慎重に検討し調整を図っていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 須藤京子君。

○15番（須藤京子君） ひたち野うしく地区内、かっぱ号での運行、そうしたニーズに対応

して具体的な考えをお示しをいただきました。私も冒頭で申し上げましたように、デマンド交通の、私もずっと前から訴えておりますけれども、地域、それからまた、それぞれの事情にあつて何で対応していくのか、公共交通へのニーズをどのように解決していくのかは、必ずしもデマンド型だけではないというふうに認識しておりますが、このひたち野うしく地区内では、かっぱ号での対応、それが具体化しつつあるということで了解しました。

ただ、導入の時期というのは、なかなか難しい。これは大きな牛久市政の中で、メリ張りのきいた予算、何を優先すべきかという中で考えていくべきと私も理解いたしました。

それでは、次に、自家用有償旅客運送の現状についての質問でございます。

自家用有償旅客運送には、福祉有償運送と公共交通空白有償運送があり、牛久市には、平成19年から社協やNPO法人が福祉有償運送に取り組み、23年からNPO法人が公共交通空白有償運送に取り組みしております。また、最近では地区社協の住民の支え合い活動の一つとして同様の取り組みも進められております。ただ、この地区社協の取り組みというのは、こうした旅客運送、そういうものに組み込まれるものではないということは理解しております。

牛久市では、こうした住民の支え合い活動として公共交通を補完する自家用有償旅客運送が定着しております。しかし、一方で、この制度では対象とならない市民の方も多く、また、ドライバーの確保が難しいなど、多くの課題が指摘されているところでもあります。現在の自家用有償旅客運送の現状について伺います。

○議長（石原幸雄君） 経営企画部長吉田将巳君。

○経営企画部長（吉田将巳君） 自家用有償旅客運送とは、道路運送法に定められている旅客運送で、牛久市では、議員御指摘のように、公共交通空白地の指定を受けた小坂団地を除く奥野地区の住民を移送するためにNPO法人サンライズが国土交通省に登録して実施しております公共交通空白地有償運送とNPOなどが国土交通省に登録して実施している福祉有償運送とがございます。

また、道路運送法による許可または登録を要しない移送手段として、二小学区地区社協や岡田小学校区地区社協でボランティアにより行われているのが、ボランティア移送サービスでございます。こちらにつきましては、許可または登録を要しない移送とするために利用者からはガソリン代等しか徴収できない、運転手の報酬はなしなどの条件がつけられております。

これらの自家用有償旅客運送においては、平成31年3月議会で須藤議員の御質問にもお答えしたとおり、利用者数は増加傾向、運転ボランティアにつきましては、不足傾向にございます。

本年4月に東京都豊島区で87歳男性の運転する乗用車が母子2人を死亡させた交通事故などにより、高齢者の運転免許返納に注目が集まっているのは御承知のことと思います。牛久市

におきましても、高齢者運転免許自主返納の申請件数は、平成30年度が178件であったものが、令和元年度は4月から8月までで126件となっており、免許返納は昨年度を上回るペースであります。今後、さらなる高齢化により、現在の需要過多・供給不足の状況は一層進むものと考えられます。

移送サービスをボランティアに頼っている現状の改善に市が積極的にかかわってほしいという声が高まっていることは、市としましては理解をしているところでございます。以上です。

○議長（石原幸雄君） 須藤京子君。

○15番（須藤京子君） 私は、自家用有償旅客運送について、そのうちの福祉有償運送ですが、平成15年、市議会議員として当選させていただいて以来、この点についてはずっと訴え続けているものでございました。そして、今の答弁の中でも、移送サービスの抱える課題等をきちんと認識され、そして、牛久市にその改善策が求められていると、それにかかわってほしいという声が高まっているということは理解されているというような御答弁、最後にいただきました。実は、こんな簡単なことなんですけれども、なかなかこうした認識をこうした場でお示しいただくことは、残念ながら今までなかったように私は思っております。

牛久市がこうした認識があるからこそ、公共交通網をどうやって構築していくのかというときに、ボランティアやそうした市民の善意だけではない市としての姿勢がきちんと必要なのだという、一つ大きく前進させるきっかけになるという言葉が実はこの言葉の中に私は潜んでいると。こういうことをずっと訴えてきたかいがあったなというような御答弁で、ほかのお聞きになっている議員の中には、「何だ、そんなこと」ということかもしれないんですが、関係してきた人間の一人としては、こうした現状を市としてはどう改善していかなければいけないから、その改善策として次につなげるのだというところの第一歩であったというふうに捉えました。

それでは、それを踏まえまして、最後の質問といたしまして、デマンド型交通の導入に向けての質問に移ってまいりたいと思います。

根本市長の所信表明の中では、全ての高齢者を対象とした外出支援のための新たな取り組みとしてデマンド型公共交通手段の導入準備を進めておりますとの現状が報告されました。

そこで、導入準備はどこまで進められているのか、具体的にどう検討されているのか、内容をまず伺います。

○議長（石原幸雄君） 経営企画部長吉田将巳君。

○経営企画部長（吉田将巳君） デマンド型交通の検討に当たりましては、平成31年3月定例会で須藤議員の御質問にお答えしたとおり、市の行う輸送サービスの主要なものの一つで、早期の導入が望まれているものであると考えております。

導入に際しましては、平成25年3月、国土交通省中部運輸局作成の「デマンド型交通の手引き」において、デマンド型交通の運行に向けた検討項目として、「自治体と交通事業者が相互の信頼関係を構築する中で、地域の実態を踏まえ、検討段階から交通事業者を参画させるとともに、交通事業者の育成を視野に入れた契約方式を選定すること」とあり、既存の交通事業者の活用に十分配慮する必要があります。

このため、現在は、市としましては、市内タクシー事業者と事業モデルの構築について話し合いを始めているところでございます。以上です。

○議長（石原幸雄君） 須藤京子君。

○15番（須藤京子君） ただいまの御答弁では、デマンド型公共交通としてタクシー事業者との話し合いということが進められているというようなことでございました。これから協議を重ね、事業モデルの構築が進められていくものと理解をいたしました。

3月議会での私の一般質問で申し上げましたけれども、茨城県内では、既に半数近い自治体がデマンドタクシーを導入しております。しかしながら、最近になって、デマンド交通の運行から撤退した自治体も出てきたというふうにも聞き及んでおります。また、特定の利用者による過度の利用、財政負担の拡大などの問題、こうしたことも顕在化してきたようでもあります。幸い、先進事例も多くあることから、牛久市にとってはどのような形がよいのを比較研究することは可能だと思います。

そこで、今後、事業モデルの構築に向けては、どのようなことを検討していくのか。その今後の方向性を伺います。

○議長（石原幸雄君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 現在、市内の移送サービスに関しては、地域間格差が存在していると考えております。

一方で、牛久市は、鉄道や路線バス、タクシーなどの民間事業者の輸送サービス、市の行うコミュニティバスかっぱ号、NPOやボランティアの協力による自家用有償旅客運送やボランティア移送サービスなどのさまざまな移送サービスがございます。平成28年6月に策定いたしました牛久市地域公共交通網形成計画にあります地域の実情に応じた持続可能な公共交通の確保のため、これらの地域の資源を有効に活用することが重要であり、有効活用は財政的な側面ばかりではなく、地域資源の強化にもつながるものでございます。

このためにも、デマンド型の移送サービスの導入に当たっては、既存の交通手段の担い手との役割分担に十分配慮して進めてまいります。先ほど述べました市内タクシー事業者との話し合いにおいても、この役割分担に配慮して行います。

既存の交通手段の担い手と協力し合う形のデマンド型移送サービスとなるような事業モデル

を構築し、スピード感を持って導入を進めてまいります。

○議長（石原幸雄君） 須藤京子君。

○15番（須藤京子君） 私の公共交通網の整備の中で、タイトルにも牛久型ということをとってございます。これは先ほども申し上げましたように、牛久の中には、市長も地域資源という形で、そうした市民の方々のさまざまな取り組みを評価していただいた。私はこうしたことが、ほかの自治体ではそれぞれそうした事情が違いますから、割合、比較的デマンド型タクシーの導入がスムーズにいったところもあろうかと思えます。ですが、牛久市の場合は、既存にそうした市民の支え合いによるドア・ツー・ドアのこうした移送サービスが出てきたことから、ある意味、タクシーに頼らなくてもできることがあったというふうにも理解しております。ですが、そうした方々が今、どういう状況に置かれているのか、その課題を牛久市としても認識し、その支え合いの支え手の側にある課題解決のためには、いよいよ牛久市もデマンド型タクシー導入を図っていかなければならない。その決断のときが来たのだというふうにも私も認識し、そして、その思いは、根本市長が公約に掲げられたことで大きく前進しそうだということで、これには本当に大きく期待するものでございます。

しかしながら、一方で、やみくもに早期実現を目指して、中途半端な仕組みのまま、デマンド型タクシーを導入するのだという号令のもとに、やみくもに見切り発車してはいけないというふうにも考えております。先ほども申し上げましたが、デマンド交通事業から撤退した自治体が出てきたということでも、その原因は何だったのかをきちんと調査し、そして、それが牛久の制度設計にどういうふうに生かしていったらよいのか、そういうことも検証しながら進めるべきではないかなというふうに思うことから、こういうことを申し上げるわけで、進めたい、そういう思いと同時に、これが持続可能な市民の皆様に着いていけるような形を一方でとらなければいけない。その点を、そしてまた、先ほど市長もおっしゃっておられましたけれども、既存の交通事業者、この方々の現在の経営的な基盤、そうしたものも踏まえて、牛久市独自の制度設計に生かしていく、これが必要だろうというふうに思います。

そこには、市民の方々の理解も丁寧に示していく、お願いをしていくということが望ましいというふうに思っております。そうした意味では、この制度設計に当たっては、多くの、県内でも半数の自治体を実施していくことから、市民の方への丁寧な説明等についても多くの参考となる事例ということがあろうかと思えます。

そういうことで、慎重にするとはいえ、市長公約に掲げられたということで大きく前進することは間違いのないということで、市民の方々も大きくその点については安心していることだろうというふうに私も思っております。

こうした公共交通網の整備だけではなく、牛久シャトル、そして、エスカード牛久の問題、

根本市政2期目は、1期目でまい種を結実させるときでもあり、また、懸案の事項に対しても、復活、そして、新たな挑戦ということで取り組んでいかれるということでございますので、その市政運営に大きく期待を寄せ、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（石原幸雄君） 以上で15番須藤京子君の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。再開は14時15分といたします。

午後2時08分休憩

---

午後2時18分開議

○議長（石原幸雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、14番杉森弘之君。

〔14番杉森弘之君登壇〕

○14番（杉森弘之君） 改めまして、こんにちは。市民クラブの杉森弘之です。

質問に先立ちまして、根本市長がさきの市長選で2期目の当選を果たされたことに対し、心からお祝いを申し上げるものであります。同時に2つの復活と8つの挑戦とを柱とする公約実現のために御活躍されることを強く期待いたします。

私の質問は3つであります。一問一答で質問いたしますので、よろしくお願いいたします。

第1の質問は、非正規雇用職員、会計年度任用職員の処遇改善に向けてであります。

非正規雇用職員の処遇改善について、私は既に13回ほど取り上げています。官製ワーキングプアと言われる状況を一刻も早く改善したいと願っているからであります。いよいよ来年2020年4月1日から、ほとんどの非正規雇用職員が対象となる会計年度任用職員制度が始まります。今定例会では、そのための条例案も提出されています。一般職非常勤職員、臨時職員など非正規雇用職員からは、雇用は保障されるのか、賃金は少しでも上がるのか、責任だけ押しつけられるのではないかなど、不安の声が寄せられています。

来年4月スタートを控え、募集をかけなければならない時期かとも思いますが、現在の任用根拠別職員構成と会計年度任用職員として想定している職員の構成を質問いたします。

○議長（石原幸雄君） 総務部長植田 裕君。

○総務部長（植田 裕君） お答えします。

非常勤職員等の職員数につきましては、審議会の委員等を除いた特別職非常勤職員は、各年4月1日現在で比較しまして、昨年188名、31%、本年170名、27.2%で18名の減、同様の比較で一般職非常勤職員数が昨年413名、68.0%、本年410名、65.

5%で3名の減、臨時職員数は昨年6名、1.0%、本年46名、7.3%で40名の増となっております。

増減の主なものとしましては、特別職非常勤職員では放課後児童支援員が12名の減、臨時職員では選挙事務職員が39名の増となっております。

会計年度任用職員制度へ移行した後は、会計年度任用職員、特別職非常勤職員、臨時職員の3つの区分になりますが、特別職非常勤職員から会計年度任用職員や委託などへの移行が予定されていることから、特別職非常勤職員が減となることを見込まれ、臨時職員の任用につきましては、「常時勤務を要する職に欠員が生じた場合」に該当することが新たに任用の要件として加わったため、現段階では任用を見込んでおりません。

また、会計年度任用職員等の公募人数につきましては、現段階では見込める状況に至っておりません。以上です。

○議長（石原幸雄君） 杉森弘之君。

○14番（杉森弘之君） 次に、雇用の安定について伺います。

総務省自治行政局公務員部が昨年10月に出した「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル」（第2版）は、Q&Aの問い1-7で、財政上の制約を理由として合理的な理由なく短い勤務時間を設定することは改正法の趣旨に沿わないものであるとしています。とりわけ、牛久市においては、今年3月定例会での答弁のとおり、非正規雇用職員の大多数が常勤職員とほとんど同様の時間を働き、常勤職員と同様に一定の責任ある職務を担当しており、他方で常勤職員355名のうち、今後5年間で79名も退職するという実情であります。むしろ、職務に精通し経験豊富な非正規雇用職員をフルタイムに、あるいは常勤職員にすることをもっと積極的に推し進めるべきと考えます。

週に5日間、1日に常勤職員と15分と変わらないフルタイムとも言うべき非常勤職員の労働時間はどうなるのか。会計年度契約、つまり、1年契約と雇用保障の関係は、そして、再度任用の場合の賃金など諸条件の継続性、5年継続の場合の常勤化を含む対応について、どのように考えているのか質問します。

○議長（石原幸雄君） 総務部長植田 裕君。

○総務部長（植田 裕君） お答えします。

今回の法改正は、会計年度任用職員制度を創設し、任用、服務規律等の整備を図るとともに、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件の厳格化を行い、会計年度任用職員制度への必要な移行を図るためのものであり、従来、制度が不明確であったり、市町村によって任用・勤務条件に関する取り扱いがさまざまであったものを統一することにより、今後の制度的な基盤を構築するものであります。

牛久市の会計年度任用職員制度につきましては、大きく分けて、勤務時間が常勤職員と同一であるフルタイムと、1日の勤務時間が7時間30分以内、かつ、1週間当たりの勤務時間が37時間30分以内のパートタイムの2つに分類しております。

募集につきましては公募により行い、任期については一会計年度内を最大としております。しかし、従来と同様、現在任用されている常勤職員の職と同一の職務内容の職が翌年度も設置される場合には、同一の者が平等の取り扱いの原則や成績主義のもと客観的な能力の実証を経まして再度任用されることも可能としております。また、再度の任用につきましては、回数のみを理由とした制限を設ける予定はございません。以上です。

○議長（石原幸雄君） 杉森弘之君。

○14番（杉森弘之君） 今のお話の中で、再度確認の意味でお聞きしますが、そうしますと、再任の回数制限はないと理解してよろしいのかどうか。そして、もう一つ、公募によらない再度の任用というものほどのように考えているのか。あるとすれば、それは連続何回まで行おうとしているのか。そのことについて質問いたします。

○議長（石原幸雄君） 総務部長植田 裕君。

○総務部長（植田 裕君） 再度の御質問にお答えします。

公募によらず勤務実績に基づく再度の任用の回数につきましては、先ほど申し上げましたとおり、平等の取り扱いの原則、成績主義を踏まえまして、現段階では、国と同様の原則2回を考えております。以上です。（「最初の質問は」の声あり）

○議長（石原幸雄君） 答弁漏れです。総務部長植田 裕君。

○総務部長（植田 裕君） 申しわけありません。

再任用の回数制限については、設定する考えはありません。以上です。

○議長（石原幸雄君） 杉森弘之君。

○14番（杉森弘之君） 次に、賃金の改善について伺います。

マニュアルの問い13-4では、常勤職員の制度との権衡、つまり、バランスを考慮することが適当であると述べています。しかし、反対に、現在の月給額が下がるのではないかと心配があります。初任給はどうなるのか。そして、現在は毎年5,000円の昇給がありますが、昇格・昇給はどうなるのか。毎月加算される諸手当、例えば扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、資格手当、役職手当など、また、期末手当、退職金はどうなるのかなどについて、どのように考えているのか質問いたします。

○議長（石原幸雄君） 総務部長植田 裕君。

○総務部長（植田 裕君） 会計年度任用職員に支給できる給与等につきましては、フルタイムの職員には、給料のほか、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務

手当、夜間勤務手当、期末手当、退職手当が支給対象となっております。パートタイムの職員には、地域手当相当額を加算した報酬のほか、通勤に係る費用弁償、特殊勤務に係る報酬、期末手当、休日・夜間を含む時間外勤務手当に当たる報酬を割増報酬として支給することとしております。

また、会計年度任用職員の給料または報酬の水準につきましては、職務遂行上、必要となる知識、技術、職務経験等の要素を考慮して定めるべきとされておりますので、職種ごとに支給する号級や上限、再度の任用の際の給与決定の方法につきましては、今後、慎重に検討してまいります。以上です。

○議長（石原幸雄君） 杉森弘之君。

○14番（杉森弘之君） 常勤の給料表に基づいて進めるというふうに聞いておりますけれども、新人の会計年度任用職員の場合、常勤の給料表のどこに格付するような考えでいるのか、お聞きいたします。

○議長（石原幸雄君） 総務部長植田 裕君。

○総務部長（植田 裕君） 現在のところ、常勤職員の1級と2級の給料表を使用するというところで検討を進めているところですが、新任の会計年度職員が1級の何号級になるかというところは今慎重に検討しているところであります。以上です。

○議長（石原幸雄君） 杉森弘之君。

○14番（杉森弘之君） 次に、福利厚生の改善について伺います。

年休、病休、生休、慶弔休暇、健康保険・年金、共済などについて、有給か無給かも含め、どのように考えているのか、質問いたします。

○議長（石原幸雄君） 総務部長植田 裕君。

○総務部長（植田 裕君） 会計年度任用職員に付与される主な有給の休暇といたしましては、年次休暇、公民権の行使、官公署への出頭、災害、災害等による出勤困難、災害時の退勤途上危険回避、親族の死亡などとなり、無給の休暇といたしましては、産前・産後、保育時間、子の看護、短期の介護、介護、生理日の就業困難、負傷または疾病、骨髄移植などとなっております。

また、地方公務員育児休業法によりまして、勤務期間等一定の要件を満たす会計年度任用職員は、育児休業や部分休業も取得可能となります。以上です。

○議長（石原幸雄君） 杉森弘之君。

○14番（杉森弘之君） 今のお話を聞いていて、常勤職員と具体的に比較をすると有給、無給も含めてですが、どの程度の違いがあるのか、どのようにお考えでしょうか。

○議長（石原幸雄君） 答弁を求めます。人事課長二野屏公司君。

○人事課長（二野屏公司君） 会計年度職員に向けた現在検討している休暇につきましては、職員にほぼ近いものとなると考えております。ただ、職員のほうも今国が示している非常勤制度と若干異なる部分がございますので、その辺は慎重に判断していきたいと思っております。

○議長（石原幸雄君） 杉森弘之君。

○14番（杉森弘之君） 具体的な細かいところの相違などについては、後ほど資料で出していればありがたいと思っております。

次に、2020年度実施に向けてのスケジュールについて伺います。

規則の制定、募集、試験、採用、被採用者の教育などについて、どのように考えているのか、質問いたします。

○議長（石原幸雄君） 総務部長植田 裕君。

○総務部長（植田 裕君） 会計年度任用職員制度実施に向けました今後のスケジュールといたしましては、今議会に上程しております関係条例が可決の後、早急に規則の制定を行いまして、年内には公募を完了し、選考を開始するというところで円滑な制度運営に努めたいと考えております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 杉森弘之君。

○14番（杉森弘之君） その際に、非常勤職員などへの説明会、あるいは職員組合との協議というものはどのように進行しているのでしょうか。

○議長（石原幸雄君） 総務部長植田 裕君。

○総務部長（植田 裕君） これまで、条例等を今上程させていただいているんですけども、その内容等につきましては、適宜職員組合のほうに交渉、あるいは提供をしているところでございます。公募につきましては、来月か12月ごろを目途に考えておりますので、その前には、今の一般職非常勤職員の方の皆様には説明会を開催しなくてはならないと考えております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 杉森弘之君。

○14番（杉森弘之君） 質問の2番目に移ります。安心できる高齢者医療・福祉に向けてであります。

周知のとおり、牛久市の65歳以上の高齢者人口は本年8月1日現在で2万4,015人、牛久市の総人口に占める割合は28.27%、人口推計では、2025年には30%になると想定されています。

牛久市高齢者保健福祉計画・牛久市介護保険事業計画うしく安心プラン21（第7期改定版）によると、牛久市は、高齢化率は全国平均並みですが、前期高齢者（65歳から74歳）の割合が高く、高齢者夫婦のみの世帯が多く、高齢者のひとり暮らしがふえている。就業者も

急速にふえている。他方で、第1号被保険者の要介護・要支援の認定率は低い、介護保険給付費は2017年度には42億円を超えるなど急速に増加し、特に施設サービス費の増加が著しいとしています。そのため、市の地域資源を有効に活用し必要なサービスを確保し、高齢者が安心して地域で生活を続けていくことができるような仕組みづくりが求められています。と述べています。

そこで、要介護・要支援認定者数の推移と予防対策。特に自立支援・重度化の防止と医療・介護の連携の推進面で、この間の成果と課題について説明を求めます。

○議長（石原幸雄君） 保健福祉部次長内藤雪枝君。

○保健福祉部次長兼健康づくり推進課長（内藤雪枝君） 7期計画における要介護・要支援認定者数と過去3年間の推移については、各年3月末時点の認定者数として、平成29年は、要介護者が計画値2,093人に対して2,023人、要支援者数が計画値650人に対して641人。平成30年は、要介護者が計画値2,252人に対して2,081人、要支援者は計画値712人に対して667人。平成31年は、要介護者が計画値2,390人に対して2,193人、要支援者が計画値751人に対して683人で、いずれの年も認定者数は計画値を下回っております。

自立支援・重度化防止については、質の高い介護サービスを実現する目的から、平成30年度の介護報酬改定においてリハビリテーションに関する医師の関与の強化や、デイサービス利用者の状態の維持または改善の度合いが一定の水準を超えた場合に報酬上評価されるなど、リハビリ専門職を活用した重度化防止策に重点を置く見直しがされております。

また、あわせて医療と介護の役割分担と連携推進の観点から、医療機関との連携に、より積極的に取り組むケアマネ事業所について、入退院時に連携に関する評価を充実させる新たな加算も創設されております。

報酬改定から1年が過ぎましたが、どの程度重度化防止につながっているかは、評価は難しいところです。今後もサービス提供事業所の取り組み状況を注視してまいります。以上です。

○議長（石原幸雄君） 杉森弘之君。

○14番（杉森弘之君） 厚労省は、令和2年度予算概算要求における重点要求の1つとして、人生100年時代の安心の基盤となる「健康寿命の延伸・生産性の向上」を柱にし、ロボット、AI、つまり人工知能、そして、ICT、つまり情報通信機器等の実用化推進を掲げています。実際、既に心拍数、呼吸数、血圧、体温などのバイタルサインをICTを活用して、在宅・遠隔で常時測定し、変化に応じて緊急な対応ができるようになっており、AIなどを活用した問診やICTを活用した遠隔による健診なども可能になっています。

医療・介護の充実化と、特に医師や看護師不足への対応、そして、医療・介護費用の軽減を

推進していくためには、これらICT、AIなどの活用による予防・在宅・遠隔型の医療・介護システムを構築していくことが不可欠であり、それを実行していく拠点が新たに必要かと考えます。市当局の考え方、また、既に具体化されていることがあれば説明願います。

○議長（石原幸雄君） 保健福祉部次長内藤雪枝君。

○保健福祉部次長兼健康づくり推進課長（内藤雪枝君） ICT及びAIを活用した取り組みにつきましては、既に医療機関と在宅患者、あるいは医療機関と介護事業者を専用のネットワークで連携し、対象者の情報を迅速かつ多面的に共有することにより、対応と費用の両面における合理化と利便性の向上が図られる取り組みが始まっているところです。

昨年度から、オンライン診療につきましても保険適用になっており、総務省主導のもと、最新のICT活用による普及事業に向けたモデル地域実証実験が行われ、通信事業者による第5世代移動通信システム、いわゆる5Gの導入を見据えた実験等も行われているところです。来年に実用化される5Gは、遠隔型の診断にも飛躍的な効果をもたらし、さらに、将来的に人工知能による診断が期待されております。

このような医療・介護にかかわる情報通信技術や人工知能の活用は、医師不足の解消や医療費の抑制等の問題解決に期待できると考えておりますが、医療機関や介護事業所等が体制を整備する必要があり、市がどのように関与していくかにつきましては、今後、実証実験結果や先進事例等を参考に情報収集と調査研究に努めてまいります。

なお、具体的な事例については把握しておりません。以上です。

○議長（石原幸雄君） 杉森弘之君。

○14番（杉森弘之君） 今御指摘のとおり、ICT、AIなどの活用による予防・在宅・遠隔型の医療・介護システムの構築については、国も厚労省だけでなく経産省、総務省などでも実証事業補助が活発化しており、茨城県も積極的だと聞いています。

福岡県の福岡市は特区事業にしようとしているそうですが、牛久市として、国や県との共同事業などについて、既に取り組んでいる事業、あるいは予定の事業があれば説明してください。

○議長（石原幸雄君） 保健福祉部次長内藤雪枝君。

○保健福祉部次長兼健康づくり推進課長（内藤雪枝君） 現在、都道府県におきまして、地域における医療及び介護の総合的な確保を目的とした、国と県の財源による「地域医療介護総合確保基金」が設置されております。基金からはICTを活用した医療と介護間の連携を含めた地域医療ネットワークの構築事業について、事業者等の申請により国と県から補助金が交付されております。現状では、医療・介護に対するICTの活用に関しては、国及び県と医療機関等の事業者間での共同事業が主体となっております。

今後は、茨城県においてもICT関連の共同事業に市が参画する機会があるものと思われま

すので、国や県の動向を注視してまいります。

なお、茨城県においては、現在、参画しているということは聞いておりません。以上です。

○議長（石原幸雄君） 杉森弘之君。

○14番（杉森弘之君） 次に、高齢ドライバーの支援について質問いたします。

ある大手保険会社の資料によれば、「高齢ドライバーが全て危ないというのは本当なのか」と、問題を以下のように提起しています。

「マスコミなども盛んに高齢ドライバーの危険性を喧伝し、自動車免許証を返納しないことが犯罪であるかのように言っています。しかし、高齢ドライバーの事故は本当にふえているのでしょうか。例えば高齢者の事故増加という事実についてですが、それは高齢者の運転が危ないからではなく、日本の高齢化に伴い高齢ドライバーがふえた結果なのではないかと疑ってみることも必要でしょう」と、述べています。

第1当事者、つまり、事故原因をつくったドライバーの年齢層別の10万人当たりの死亡事故件数を見ると、トップは10万人当たり13.5人で、これは16歳から19歳の10代の層であります。次に来るのが12.2人で80歳以上です。70から79歳は5.4人で、20から29歳の4.8人と大差ありません。60から69歳に至っては、わずか3.7人です。また、この間の推移を見ても、高齢ドライバーが関与した事故が目に見えてふえているわけではありません。むしろ、他の全ての年齢層同様、緩やかな減少傾向にあります。高齢者がふえているから高齢者の事故がふえているにすぎないのであります。

そこでまず、牛久市在住の高齢ドライバーの人数と年代別1,000人当たり死亡事故数、自動車免許証返納の推移を質問いたします。

○議長（石原幸雄君） 市民部次長小川茂生君。

○市民部次長（小川茂生君） 牛久市在住の65歳以上のいわゆる高齢者ドライバーの人数につきましては、平成29年末で1万4,903人、平成30年末で1万5,266人でありませ

す。なお、牛久市全体の免許保有者数は、平成29年末で5万9,114人、平成30年末で5万9,069人ですから、牛久市における高齢者ドライバーの割合は約25%で年々増加傾向にあります。

牛久市の交通死亡事故につきましては、平成30年10月に交通死亡事故ゼロ連続350日の表彰を県知事からいただき、交通事故防止に努めてまいりましたが、残念ながら、本年2月に高齢者ドライバーのスリップによる死亡事故が1件、8月に夜間、高齢者の道路横断中の死亡事故が1件、計2件の交通死亡事故が発生してしまいました。

また、牛久市の高齢者の運転免許返納者数につきましては、平成29年に238人、平成3

0年に263人であります。

○議長（石原幸雄君） 杉森弘之君。

○14番（杉森弘之君） 私は、高齢者が自主的に免許証を返納することをとめるつもりはありませんが、高齢者が免許証を持っていることが罪悪であるかのように免許証返納を強制するような風潮には賛成しかねます。むしろ、公共交通の整備がすぐにできるとは思えませんし、交通権など人権にかかわる問題であり、高齢者のひきこもりや健康悪化の助長にもつながりかねません。自治体としてなすべきは、むしろ、高齢ドライバーへの安全運転のための技術指導等を含む支援ではないでしょうか。

この面で、神奈川県大和市では、シルバー・ドライブ・チェックをしているそうです。これはドライブレコーダーを活用した70歳以上の高齢運転者の安全運転診断で、内容は、運転者がふだん使用している車に無料で貸し出すドライブレコーダーを取りつける。取り付け費用も市が出します。運転者は10日間ほど車を運転し、ドライブレコーダーを委託事業者に返却する。記録された映像を委託事業者が診断をする。市の交通安全教育専門員が運転者本人と一緒に映像を見ながら安全運転のポイントをアドバイスすると、そういうものであります。各回15人程度で隔月で実施し、予算は76万5,000円とのことです。

牛久市としても、安全運転の技術指導を考えるべきかと思いますが、市執行部の考えを聞きます。

○議長（石原幸雄君） 市民部次長小川茂生君。

○市民部次長（小川茂生君） 高齢者ドライバーの事故を防止するために、単に免許返納を促すだけではなく、高齢者ドライバーの安全運転に対する技術的な指導も必要ではないかと思われます。

御案内のとおり、神奈川県大和市では、平成29年度からドライブレコーダーを活用した高齢者ドライバーの安全運転診断を実施し、安全運転の技術的なアドバイスを行っております。

牛久市でも、以前から市内のシニアクラブを対象に市の交通安全教化員が交通安全教室を開催し、高齢者に対する啓発活動を行っておりますが、高齢者ドライバー対象の運転講習会等は実施しておりません。

今後は、交通安全教室の中で高齢者が運転する際に注意すべき点など技術的なアドバイスも組み込んでまいりたいと思います。以上です。

○議長（石原幸雄君） 杉森弘之君。

○14番（杉森弘之君） 操作の誤りで多いアクセルとブレーキの踏み間違いに対して、予防装置の設置支援をしている自治体がふえています。岡山県美作市は、市内に住所を有する65歳以上の方を対象に、自動車急発進防止装置とその取り付け費用の3分の2以内、上限は10

万円を補助しています。また、東京都は、東京都内在住の70歳以上の高齢運転者を対象に、1台当たり9割、これも上限は10万円を補助しています。

現在では、この発進装置の取り付け費用も含め4万円程度でできるような状態になっています。当面の高齢者の安全運転支援として大変重要ではないかと考えますが、市当局の考えを聞きます。

○議長（石原幸雄君） 市民部次長小川茂生君。

○市民部次長（小川茂生君） ことしに入ってから、高齢者ドライバーのブレーキの踏み間違えと思われる悲惨な自動車事故が多く報道されております。そのため、自動車メーカーでは、ブレーキの踏み間違えを防止する後づけ可能な装置が開発され、商品化されているところです。

東京都ではその装置の設置に関して9割の補助を実施しており、県内でも、10月から境町が踏み違い防止装置の設置費用の2分の1、上限3万円を補助する支援策を実施している状況です。

また、一般財団法人茨城県交通安全協会が、9月から、県内の満70歳以上の高齢者を対象に、後づけの急発進制御装置の設置に対する補助を実施しております。交通安全協会会員に対しては1万円、非会員に対しては2,000円の補助を実施しており、県の交通安全協会に確認しましたところ、県内で9月の1カ月間で約50件の申請があったとのことでございます。

牛久市でも、今後、県内の自治体の動向を注視してまいりたいと思います。以上です。

○議長（石原幸雄君） 杉森弘之君。

○14番（杉森弘之君） 私は、この問題は高齢ドライバーの安全運転の支援の柱になるものではないかというふうに思います。特に私は、75歳以上のドライバーという形で考えるのも1つの考え方、そして、例えば第1回、第2回と分けて、例えば1回100名ぐらいを募集するとかいうふうな方法も考えられるのではないかというふうに思いますけれども、この問題はやはり市としても真剣に考えていくべきではないかというふうに思うんですが、市長はどのようにお考えなのか質問をさせていただきたいと思います。

○議長（石原幸雄君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 私も高齢者のドライバーの一人でございますが、十分に気をつける、自分で運転するときは十分に気をつけております。ただ、私も思うんですけれども、やはり、先ほども言ったように、高齢者が運転するからいけない、これは犯罪だというふうな、そういう風潮が私もちょっといかがかと思えます。中には80歳過ぎてもすばらしい運転の技術者もおりますし、ですから、そこなんです。そこをどうすみ分けするか。年齢で切るのか。そして、やっぱり、そういう技術でやるのかということもこれから大きな課題になりますし、また、これから恐らく、車の安全の、急ブレーキとか急発進とか、そのようなことに対応する車がこ

れから出てきて、そのようなことが恐らく幾分は緩和される時代も来るのかなと思っております。ただ、それまでに何かしらの策を講じながら、やはり悲惨な交通事故をなくするための方法は探るべきだと思っております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 杉森弘之君。

○14番（杉森弘之君） 高齢者の免許証の返納のいろいろお話を聞きますと、やはり家族に責められるというんですね。子供ですとか、「返せ、返せ」と、「危険だから」と。そういったことも含めて、安全装置というのは、そういった方々にも一定の安心感というか、そういうものにもつながるのかなというふうにも思います。私も、技術的なあれで言えば、近い将来にはそういったものが常備されるのではないかというふうに思いますけれども、その間の過渡的な期間に自治体としてどういう支援ができるのかということは、それはそれとしてやはり考えていく必要があるのではないかというふうに思います。

次に、高齢者認知症対策について伺います。

2025年には、認知症の人は約730万人に達し、高齢者の5人に1人となる見込みと言われています。政府は、ことし、新たな認知症施策推進大綱を決定し、認知症の人が暮らしやすい社会を目指す「共生」とともに「予防」を二本柱の一つとして目標に掲げました。

大綱では、予防について、「認知症にならない」ではなく、「認知症になるのをおくらせる」あるいは「認知症になっても進行を緩やかにする」と定義をしております。そのため、認知症予防トレーニングを初め、食事、テスト、ゲームなどさまざまな対策が生まれてきていますが、現在、牛久市の高齢者認知症の現状と対策について伺います。

○議長（石原幸雄君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 国が2015年に策定しました「新オレンジプラン」によると、2025年には65歳以上の5人に1人が認知症を患うという推計がされております。認知症患者数の統計はございませんが、国の推計を摘要すると、2025年に牛久市の65歳以上の推計人口は2万5,451人で、認知症患者は5,090人となります。

牛久市は、認知症予防対策としての認知症予防教室等を実施し、年間およそ200人の方が参加しております。啓発普及と予防を目的とした教室では、自宅でみずから予防に取り組める音楽や運動プログラムの紹介、講話、認知症の簡易検査を実施しておりまして、また、簡易検査の結果等により、認知機能の低下等の傾向にある方については認知機能の維持向上に効果のある運動プログラムを6日間実施しております。

認知症の人を支えるボランティアの育成につきましても、市が養成した認知症予防リーダーが現在28名おり、12の行政区において認知症予防教室を定期的に開催しておりまして、地域を見守る役割を担っていただいております。

また、牛久市社会福祉協議会においては、毎年、小学校5年生を中心に「認知症サポーター養成講座」による認知症教室を実施し、その養成数は現在までに総計1万4,901名でございまして、県内1位となっております。家庭内や隣近所における高齢者や認知症の方の見守りの一翼を担うことが期待されております。

今後も引き続き、認知症予防に効果的な教室の実施と地域のボランティア育成を行い、市全体で認知症予防が図られるよう支援し、認知症予防対策に努めてまいります。

○議長（石原幸雄君） 杉森弘之君。

○14番（杉森弘之君） 認知症の症状の1つに徘徊があります。少し前のニュースですが、平成19年、徘徊していた91歳、当時ですが、の男性が電車にはねられ死亡した事故で、JR東海が約720万円の損害賠償を家族に求めて提訴した。1・2審は家族に支払いを命じたという、認知症にお悩みの介護者、家族にとっては衝撃的な報道がありました。最終的には、最高裁は家族に責任はないとしてJR東海の請求を棄却しましたが。そこで、ついに自治体が公費で保険料を負担する制度が各地で始まっています。

愛知県豊田市の認知症高齢者等個人賠償責任保険事業は、認知症高齢者等が電車事故などを含め第三者に損害を負わせてしまうなどして損害賠償責任を負った場合にこれを補償する保険に市が加入することにより、認知症の方や家族を支え、住みなれた地域での安心な暮らしの実現を目指すものであります。1事故につき補償額1億円を限度に補償するもので、保険料は全額公費で負担するため、被保険者の自己負担額はありません。大阪府泉佐野市、神奈川県大和市、富山県富山市、兵庫県神戸市など、ほかにも多くの自治体が始めています。

牛久市における高齢者認知症徘徊の現状と対策について説明を求めるとともに、特に認知症高齢者等個人賠償責任保険事業についてどのように考えているのか伺います。

○議長（石原幸雄君） 保健福祉部長藤田幸男君。

○保健福祉部長（藤田幸男君） 認知症に関する相談として平成30年度に地域包括支援センターで受け付けた新規相談は60件でしたが、対象者は認知症の初期から重度まで幅広く、また、認知症の診断がついている方ばかりではないため、サービスの利用は本人や家族の気持ちを聞き取りながら慎重に支援していく必要があります。

徘徊などで帰宅困難になるなど日常生活に支障が出ている方は継続的な見守りも必要となり、GPS探索装置の貸し出しやSOSネットワークへの登録、おかえりマークの登録などを御案内して、御本人の安全と家族の安心につなげております。

これらのサービスの利用状況といたしましては、GPS装置につきましては現在2件の御利用があります。SOSネットワークは現在137名の登録があり、おかえりマークについては現在23名の方が登録をしております。

今、議員のほうから御提案がありました保険につきましては、市内に踏切が多いなど交通の利便性がよい自治体を中心にふえつつあることは認識をしております。しかしながら、市が負担する保険料につきましては、地方交付税や補助金の財政措置はなく、また、認知症の人は事故を起こしやすいというイメージの発信につながるのではないかという懸念もあり、制度の導入につきましては、その継続性も含めて慎重な検討が必要と考えております。

市といたしましては、地域の中に認知症を正しく理解する市民をさらにふやし、認知症の人が困っているときには優しく声をかけ、まずは事故に巻き込まれないための環境づくりを今後とも進めていくことが必要であると考えております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 杉森弘之君。

○14番（杉森弘之君） 徘徊によってさまざまな事故が起きないようにしていくということは大変大事なことだろうというふうに思いますけれども、一方で、やはりリスク管理の観点からすると、最悪の状況というものに対してどのように準備していくのか、そういったことも一方では大切かというふうに思います。そういった意味の保険ということではないかというふうに思いますので、ぜひ積極的に検討をしていただきたいというふうに思います。

最後に、質問の3番目として、2018年改訂の放射線副読本などについて伺います。

文部科学省が、昨年、2018年10月に改訂した放射線副読本の最新版は、全国の小学校に約700万部、中学・高校に約750万部配布されたとのことです。その目的は、放射線について科学的な知識を身につけ理解を深めることとしています。

しかし、前回、2014年に作成された副読本も非科学的で問題の多いものでしたが、今回、昨年改訂された副読本は、さらに徹底的に内容を改悪したものと言わなければなりません。

まず、章立てを改悪しています。前は、1章を「原子力発電所の事故」、2章を「放射線について知ろう」でしたが、今回は、1章が「放射線について知ろう」で、原子力発電所の事故は2章に格下げされています。中学生用も同様です。これらは制作の意図を明らかに示すものですが、内容はさらに非科学的で、1章では、放射線の危険性よりも有用性に力点が置かれ、放射線の健康への影響は大したことはないと盛んに強調されています。放射性物質は半減期が長いものでも除染で取り除けるかのように誤った記述や、そして、何より、100ミリシーベルト以下の被曝は安全であるかのような記述など、原発推進派が一方的に主張している論調を信じ込ませようとしているだけです。

2章では、タイトルも前回の「原子力発電所の事故」から、「原子力発電所の事故と復興の歩み」と改悪されており、事故のことより復興に力点が置かれています。しかも、福島第一原発事故は大したことなかった。福島県民の健康にも影響がなかったと書かれています。被災者の避難の苦しい実態よりも帰還に重点が置かれ、事故は過去のことのようになっています。

しかし、事故は過去のことなのでしょうか。安倍首相はオリンピック誘致で「福島原発事故はアンダーコントロール状態にある」などとうそをつきましたが、なぜ、いまだに原子力緊急事態宣言を撤回できないのでしょうか。それは安倍政権が強制している福島県民の帰還政策に結びついているからでもあります。日本のさまざまな法令では、公衆の被曝線量の上限は年間1ミリシーベルトとなっています。それを原子力緊急事態であると宣言して、年間20ミリシーベルトの避難基準なるものをつくり上げ、福島への帰還を強制しているのです。それが原子力緊急事態宣言であります。

牛久市教育委員会としては、この改訂版副読本をどのように評価しているのか、まず伺います。

○議長（石原幸雄君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 初めに、私はことしの夏に2回福島県を訪れました。一度目は飯舘村から浪江町を、二度目は富岡町から大熊町、双葉町、浪江町と国道6号を走りました。その後、津波の被害に遭った宮城県仙台市や名取市の閑上地区、石巻を訪れました。同じ東日本大震災の被害状況でも、放射能による被害と津波の被害では復興の状況が随分違うなということを実感しました。

さて、放射性副読本の内容の問題点についての評価についてお答えします。

文部科学省が作成したこの放射線副読本は、平成30年9月に改訂され、全国の小学校・中学校・義務教育学校に配布されたもので、牛久市の小中学校にも配布されています。

今回改訂された副読本は、前回の副読本と内容を比較すると、議員おっしゃるように、原発事故による風評被害や差別、いじめについての記載が多くなり、これらの対応としては意義あるものと感じますが、しかし、新しい副読本では、内容の構成として、原子力発電所の事故についての内容が後の章になり、放射線についての内容が前の章となっています。

また、今回の副読本には、前回の副読本にあった「地面に落ちた放射性物質の量」や「避難指示区域の概念図」のような原発事故の影響を示す資料が削除され、原発事故の内容やその被害の状況についての記述も大幅に少なくなっています。

これらのことから、今回の副読本については、原発事故の悲惨さやその被害の大きさについての扱いが軽くなっているという解釈もできるかと考えられます。以上です。

○議長（石原幸雄君） 杉森弘之君。

○14番（杉森弘之君） 報道によれば、滋賀県野洲市では、3月8日、市議会の質問で、副読本は自然界のものと事故による放射線を同一視し、安全だという結論に導こうとしているなどと指摘を受け、市教委が内容を精査した上で、同日中に回収を決めた。同11日付で、保護者に内容や取り扱いについて改めて協議した結果、記述された内容に課題があると判断しまし

たとの文書を送り、回収への協力を求めたそうです。西村教育長は、「原発事故で今も4万人以上の避難者がいるにもかかわらず、副読本にはその人々の思いが抜け落ちている。一度回収してから、資料を補うなどの活用方法を検討したい」と、話しているとのこと。

牛久市教育委員会としては、この副読本の扱いをどのようにしているのか。また、これからしようとしているのか質問します。

**○議長（石原幸雄君）** 教育長染谷郁夫君。

**○教育長（染谷郁夫君）** まず、国の副読本の使用状況ですが、先ほど申し上げましたとおり、この副読本は市内小中学校全員に昨年度の年度途中に配布されています。その使用状況については、昨年度末の県の調査によると、小学校では、8校の中でこの副読本を使用した学校はありませんでした。中学校では、5校中3校が使用していました。小学校の活用が少ないのは、これまでも茨城県の防災・危機管理部原子力対策課が作成した副読本「原子力とエネルギーブック」を活用したり、小学校6年生の社会科の教科書の中に「震災復興の願いを実現する政治」というテーマで12ページにわたって東日本大震災や原発事故からの復興も掲載されていたりするため、国の副読本を活用する必要がなかったと思われます。中学校では、3年生の理科の授業で「放射線」を扱う内容がありますので、この学習などで指導の一助として使用している状況です。

こうしたことを考えると、各学校の判断で実態に応じて活用しているところもあることから、あえて回収という判断はしていない状況です。

ただし、学校で副読本として使用する場合、原発事故からいまだ完全に復興していない状況を考えれば、原発事故の悲惨さやその被害の大きさについてもあわせて扱うことは必要であろうと考えます。

さきにも述べましたとおり、県の副読本「原子力とエネルギーブック」も配布されています。こちらも原子力災害の大きさには十分触れていない面がありますので、これらを活用する際には、改訂前の副読本などの併用も勧めていきたいと思っています。

また、先生方から県がアンケートをとった資料があるんですが、「今後、原子力・放射線に関する教育を実践していく上での課題は何ですか」というのがありまして、小学校8校のうち8校が、「事故が起こった際の具体的な対応の仕方について指導の工夫を図る必要がある」というような課題を挙げている現状もあります。以上です。

**○議長（石原幸雄君）** 杉森弘之君。

**○14番（杉森弘之君）** 今の御答弁の中で、小学校では使用はしていないけれども、中学校では5校中3校が使用したとのこと。どのように使用したのかは別にして、このこと自体、軽視できないことではないかと考えています。しかも、放射線を扱う内容として、このような

放射線の危険性を事実上否定する誤った内容を使用するということは軽視できません。各学校の判断を尊重することに異議はありませんが、放射線に関する誤った内容を放射線に関する教材に使用することは問題と言わねばなりません。このことについては、既に保護者の方からも問題を指摘いただいているところでございます。

やはり、回収を再度検討されることを勧めるものであります。このことについては、今、回答は求めません。後日、別の機会に改めて伺いたいと思います。

最後に、安倍政権は、文科省のこの副読本だけでなく、2018年3月に、復興庁がパンフレット「放射線のホント」を発行し、配布しているそうであります。関係省庁、PTA大会、佐賀、そして、新潟などで、福島県内外イベント、その他のイベントなどで2018年11月現在で2万2,000部が配布されたといえます。内容は、この副読本とほぼ同じものであります。

福島第一原発事故から8年以上がたつても原子力緊急事態宣言がなぜ撤回できないのか。そのような事実に目を向け、かつての「原発安全神話」から、今度は「放射線安全神話」をつくり出そうとしているかのようであります。それはより危険なプロパガンダとも言えます。

学校で使用されていることはないと思いますが、牛久市役所と小中学校に配布されているのか。もし配布されているとしたら、どのように対応しているのかを確認する意味で質問いたします。

○議長（石原幸雄君） 環境経済部次長梶 由紀夫君。

○環境経済部次長（梶 由紀夫君） 復興庁では、平成29年12月に「風評被害・リスクコミュニケーション強化戦略」を策定し、この戦略に基づいて、平成30年3月に先ほどのお話にありました「放射線のホント」という冊子を発行いたしました。

「風評被害・リスクコミュニケーション強化戦略」は、平成23年3月11日に発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故から6年9カ月が経過した時点でも、福島県産農林水産物の価格低下や観光業の不振など、今なお風評被害が残っていることや、学校における避難児童生徒へのいじめなどの偏見・差別が発生していることを受け、これらの被害や差別の払拭に取り組むために策定されたものだと聞いております。

復興庁では、戦略の強化内容の一つである「知ってもらおう」という視点から、杉森議員のお尋ねの「放射線のホント」という冊子を作成してありまして、内容としては放射線に関する基本的な知識、健康への影響、食品や飲料水の安全性、福島の復興の現状などを、児童生徒や教育関係者、妊産婦、乳幼児や児童生徒の保護者、そして、広く国民一般に伝えるため、これまで関係省庁やPTA大会、福島県内外でのイベントなどで2万部以上が配布されたと聞いております。

御質問にありましたこの冊子が、市内の学校や市役所に配布されているのか。また、配布されているならばどのような取り扱いをしているかとのことですが、同冊子につきましては、市内の学校・市役所へは配布はされておりませんので、授業での使用や市役所内での配置もされていない状況でございます。以上です。

○議長（石原幸雄君） 杉森弘之君。

○14番（杉森弘之君） このパンフレットは配布されていないとのことですが、このようなものが、もし後日配布されてきた場合も想定し、市の考え方を質問いたします。

○議長（石原幸雄君） 環境経済部次長 梶 由紀夫君。

○環境経済部次長（梶 由紀夫君） まず、市といたしましては国の発行物の内容に関しまして意見を述べる立場にはないと考えます。

ただし、これまで牛久市は、福島第一原発事故による放射能に対しまして、市民の不安の声に対応してきました。事故後、平成23年5月26日には市内の放射線量を測定し始め、6月17日には放射線に関する牛久市の方針を策定し、当時、国の基準のない中、1時間当たり0.3マイクロシーベルトと除染の目安を定めて、8月には市内の保育所、幼稚園、小中学校等を除染しました。その後も公共施設、公園、民家などの除染を実施してきました。また、食品に関しては、早期に放射能分析システムを導入し、市内産の野菜、給食食材を初め、市民から持ち込まれた食品の測定要望にもお応えしてきました。健康面に関しては、内部被曝を不安視する市民の声に応え、ホールボディカウンターによる検査も実施、その後、甲状腺検査制度も構築し、現在も継続中でございます。

市では、放射能問題に対し真摯に取り組んできており、できるだけ数値化しお見せし、市民に御判断いただくというスタンスでこの問題に取り組んできておりまして、数値については可能な限り公表と情報共有に努めてきており、このスタンスはこれからも変わらないと考えております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 杉森弘之君。

○14番（杉森弘之君） 国の施策についても市として言うべきことは言うべきというふうに考えますが、他方で、牛久市がこの福島原発事故以来の中で放射線測定の問題などなど頑張ってきていることも事実というふうに考えております。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（石原幸雄君） 以上で14番杉森弘之君の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。再開は15時35分といたします。

午後3時27分休憩

午後3時38分開議

○議長（石原幸雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、11番池辺己実夫君。

〔11番池辺己実夫君登壇〕

○11番（池辺己実夫君） 皆さん、改めまして、こんにちは。新政会の池辺己実夫です。

質問に入る前に、9月の市長選では、根本市長、再選まことにおめでとうございます。課題はエスカードや牛久シャトーなどいろいろ山積していると思いますが、優秀なスタッフの方と力を合わせて頑張っていたきたいと思います。期待しております。

10月8日に閉会した「いきいき茨城ゆめ国体」、私は9月28・29・30日と牛久の体育館で行われた空手道の大会に県の役員として出席させていただきましたが、本当に素晴らしい大会にできたのはここにいらっしゃる執行部の方が陰になっていろいろと御尽力してくれたことと本当に感謝しております。おかげさまで天皇杯・皇后杯と、茨城県の空手道は優勝させていただきました。本当にありがとうございました。

それでは、通告書に従いまして、大きく3点についての一般質問を一問一答方式で行います。

まずは、大きな1点目、投票率を向上させる取り組みについてであります。

改めて申し上げるまでもなく、日本は国民が主権を持つ民主主義国家であり、選挙は私たち国民が政治に参加し、主権者としてのその意思を政治に反映させることのできる最も重要かつ基本的な機会であります。

また、平成27年6月には公職選挙法の一部が改正され、選挙権年齢が満20歳から18歳に引き下げられ、平成28年6月以降の選挙から、より多くの国民が主権者としての意思を反映できるようになっています。

ところが、残念なことに、牛久市においてはこの制度改革前と改革後を比較したとき、有権者数がふえているにもかかわらず、投票率の低下により投票総数が減少しているという状況が顕著にあらわれています。例えば、先月執行されました牛久市長選挙では、有権者数6万9,619人のところ、投票率は37.79%で、これまでの牛久市における市長選の最低の投票率となりました。また、ことし執行されました統一地方選挙での牛久市議会議員選挙におきましても投票率は42.18%であり、ここでもこれまでの市議会議員選挙の中で最低の投票率となっています。

そこで、今回、まず1点目として、牛久市における選挙の執行体制の現状を確認しながら、今後の投票率を向上させるための取り組みについて質問させていただきたいと思っております。

なお、確認したところ、平成28年9月の議会で同僚議員から同じような趣旨の質問があり

ましたが、先ほども申し上げましたとおり、残念ながら、直近の市長選と市議会議員選挙の投票率が低かったこともあり、改めてお聞きできればと思います。

では、まず初めに、投票率の低い状態が続いている現状をどのように分析しているのか、お伺いいたします。

○議長（石原幸雄君） 総務部次長野口克己君。

○総務部次長兼管財課長（野口克己君） 議員御指摘のとおり、牛久市において5割を超える有権者が棄権する選挙が続いていることは大変残念に思います。

牛久市選挙管理委員会では、各種選挙において、懸垂幕・横断幕による啓発を初め、広報紙、ホームページ、フェイスブック等のSNS及びFMうしくうれしく放送、広報車を活用しての啓発、JR駅構内の啓発ポスターの掲示や市内大型店舗に御協力いただき店内アナウンスや啓発ポスターの掲示をしていただくなど、さまざまな取り組みを行っております。また、有権者一人一人に投票所入場券を郵送していることもほかの自治体では余り見られない取り組みです。

投票率につきましては、当日の天候や選挙の争点などさまざまな要因が総合的に影響するものでありますが、本年4月の統一地方選挙において、全国の市町村長選挙、市区町村議会議員選挙、ともに平均投票率が過去最低を更新しました。加えて、本年7月に行われた参議院議員通常選挙も、直近の衆議院議員総選挙も、ともに戦後2番目の低投票率を記録するなど、牛久市だけの問題ではなく、全国的な課題となっております。

平成28年に選挙権が18歳以上に拡大されましたが、ことし行われた市議選、参院選、市長選の牛久市における10代の投票率は、全体の投票率と比べて10ポイント以上低くなっており、若年層の選挙権は伸び悩んでいるのが実情です。

選挙管理委員会としては、今後も引き続き、有権者に必ず選挙の情報が届くよう、情報を発信してまいります。以上です。

○議長（石原幸雄君） 池辺己実夫君。

○11番（池辺己実夫君） 続きまして、投票所の見直しについてであります。

私の住んでいる田宮地区の投票所は、現在、エスカートビルの中の2階に設置されていますが、地域の高齢化率も高く、お年寄りの方からは「階段やエレベーターを使用しなければならないのは大変だ」との御意見も聞いています。また、エスカートビルには駐車場が確保できない課題もあり、「歩いていくのは結構大変なのよね」というような声も聞かれます。一例として田宮地区の状況を申し上げましたが、もしかしたら、ほかの地区でも同様な課題があり、結果的に足が遠のく一つの要因になっているようなことがないとは言い切れないのではないのでしょうか。

私は、投票率の向上のために、このような物理的な障害をできる限り取り除くことはまず行

わなければならないことと考えます。そこで、現在の投票所の見直しが必要ではないかと思うのですが、執行部のお考えをお伺いいたします。

○議長（石原幸雄君） 総務部次長野口克己君。

○総務部次長兼管財課長（野口克己君） 田宮投票区投票所につきましては、以前はJR牛久駅東口ロータリーに仮設投票所を設けておりましたが、その際は駐車場がなく不便だとの声が寄せられており、現在は期日前投票所とともにエスカード牛久の2階フロアに田宮投票区投票所を設けております。これにより、投票所にお越しの方はエスカード駐車場を利用できるようになりました。エレベーターもございますので、車椅子の方にも御利用いただいております。さらに、エスカードを利用するついでに投票される方や、牛久駅の改札口からペDESTリアンデッキでつながっているため、駅利用者の投票も多く、非常に投票者数の多い投票所となっております。

とは申しましても、議員御指摘のとおり、投票率の向上のために物理的な障壁を取り除くことは大変重要なことであります。各投票所において投票の妨げになっているものはないか、改善できるものはないか調査し、投票環境の向上に努めてまいります。

○議長（石原幸雄君） 池辺己実夫君。

○11番（池辺己実夫君） 今の説明で私の、じゃあ、勉強不足かもわからないとちょっと痛感したので、その部分は認めますが、やはり、田宮区の投票率が本当に下がっているのは、そういう声を耳にするので質問させていただきました。

続きまして、期日前投票の状況について質問いたします。

選挙の投票日に投票ができない有権者が投票日の前日までに投票ができる制度として期日前投票があります。投票当日に仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭などの理由のいかんにもかかわらず選挙期間中に投票できるもので、私も大変よい制度だと思っています。もちろん、私も活用しています。

そこで、牛久市の期日前投票の状況を確認したいと思います。今回の市長選挙及び4月の市議会議員選挙における市民の期日前投票の投票率、例えば前回の選挙と比較してどのような状況か、お伺いいたします。

○議長（石原幸雄君） 総務部次長野口克己君。

○総務部次長兼管財課長（野口克己君） 期日前投票を利用される方は、増加傾向にあります。平成27年の市議会議員一般選挙において期日前投票をされた方が合計8,738人で全体の12.81%だったのに対し、本年の同選挙においては合計9,279人で全体の13.19%でした。同じく、平成27年の牛久市長選挙において期日前投票をされた方が合計7,692人で全体の11.25%だったのに対し、本年の市長選挙においては合計8,847人で

全体の12.5%でした。

特に牛久市では、市内4カ所に期日前投票所を設けており、これは同一規模の自治体の中でも期日前投票所の設置数が多く、利便性が高いことから、投票日に都合が悪い方は、ぜひ、期日前投票所を利用していただきたいと思います。

○議長（石原幸雄君） 池辺己実夫君。

○11番（池辺己実夫君） 確かに投票所が4カ所あるというのは、守谷にしても龍ヶ崎にしても、全然牛久よりも少ない1カ所とか2カ所と聞いているので、本当にそれは素晴らしい取り組みだと思います。これからもよろしくお願いします。

私の認識では、牛久市は、期日前投票が大変活用されている自治体の一つであると思っています。今回の市長選でも最終的な投票率は37.79%と伸び悩みましたが、期日前投票の状況は前回と比較しても同じような状況であり、この期日前投票の有効性をもっと活用して投票率の向上につなげるべきではないかと思うのです。

また一方で、投票日の投票所の開設時間、いわゆる投票時間が午前7時から午後8時までの13時間となっておりますが、こちらは見直しが必要ではないかと思っています。各投票所には、投票の状況を確認する投票立会人などの方が選挙管理委員会から任命されるわけですが、現実的に御高齢の方にお願ひする機会が多く、長時間のため、その選任も御苦労があると聞いています。

そのような中で、18時以降の投票率が今回の市長選で2.65%、4月の市議会議員選挙で3.16%であり、余り投票率の向上につながっていないように思われるわけです。したがって、もともと期日前投票が大変活用されている状況でありますので、この期日前投票の活用を強化しながら、一方で、当日の投票時間の短縮を図り、コストを抑えながら投票率向上につなげるような努力をするべきではないかと思うのですが、お考えをお伺いします。

○議長（石原幸雄君） 総務部次長野口克己君。

○総務部次長兼管財課長（野口克己君） 議員御指摘のとおり、期日前投票が浸透してきたことにより、投票日当日ではなく、事前に投票を済まされる方が増加している傾向がございます。

一方で、投票日当日の投票時間の繰り上げにつきましては、公職選挙法の規定では、投票は選挙当日投票所において行うのが原則であり、期日前投票については、選挙の当日、一定の事由によって投票所に行けない有権者のための例外として位置づけられた制度であること。さらに、投票所の開閉時間の変更については、選挙人の投票の便宜のため必要があると認められる特別の事情がある場合、または、選挙人の投票に支障を来さないと認められる特別の事情のある場合に限られており、期日前投票の定着や夜間の投票者が少ないからといった理由は、「特別の事情」に当てはまらないとの指摘がされております。

牛久市における午後6時以降の投票者数を見ると、4月の牛久市議会議員選挙では1,979人、9月の市長選挙では1,635人の有権者が投票しており、決して少なくない人数であると考えます。もちろん、投票時間を繰り上げることによってこれらの午後6時以降に投票していた方々が投票しなくなるわけではありませんが、投票時間を午後8時までとしている趣旨は、有権者の投票の機会を少しでもふやすことで投票率の向上につなげる試みの一つであることも御理解いただきたいと思います。

今後も、期日前投票制度の動向を注視しながら、参政権を行使する機会を確保した上で、投票所の開設時間について慎重に考えてまいります。以上です。

○議長（石原幸雄君） 池辺己実夫君。

○11番（池辺己実夫君） ありがとうございます。

最初に申し上げましたとおり、選挙は民主主義の根幹をなすものでありますので、選挙管理委員会や何かで、やはりそこで相談しなくては多分変えられないものだ理解はしてあるので、よく検討していただきたいと思います。また機会があればこの質問はしていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、次の質問に入ります。続きまして、大きな2問目の質問。運転免許証の返納等に対する処遇についてであります。

皆さんも御承知のとおり、近ごろ、運転免許証を返納する高齢者が増加しています。このような現象の背景の一つには、高齢者のドライバーの方がアクセルとブレーキを踏み間違えたことにより引き起こされる交通事故が多発しており、そのことを新聞やテレビが盛んに報道することで、高齢者ドライバーの方の運転免許証を自主的に返納しようとする気持ちを後押しするからだと思います。

一方、牛久市では、運転免許証を返納した高齢者の方に対し、市内での移動の足として2万円分のコミュニティバスかっぱ号の利用券を配布していると認識していますが、最近、この利用券について、次のようなことを耳にしています。驚いたことに、この利用券を金券ショップで換金している市民が見受けられるということです。これが事実であれば、何のために利用券を配布しているのか、これでは全く意味がないのではないかと考えるものであります。

そこで、運転免許証を返納した高齢者に対する生活上の手段を考慮する場合、今後は、換金可能な利用券ではなく、例えばかっぱ号の2万円分の無料パスを配布してはいかがでしょうか。さらに、その方が25歳以上の後期高齢者と言われる市民の場合には、この際、かっぱ号への乗車運賃は無料とし、いつでもどこでも乗車可能な無料パスを配布してはかがかとも考えるものであります。この点について、執行部のお考えをお伺いいたします。

○議長（石原幸雄君） 池辺己実夫君。

○11番（池辺己実夫君） 失礼しました。「75歳」に訂正をお願いします。

○議長（石原幸雄君） 答弁を求めます。市民部次長小川茂生君。

○市民部次長（小川茂生君） 御存じのように、牛久市では平成27年8月から、高齢者が運転免許証を自主的に返納した際の支援制度として、牛久市コミュニティバスかっぱ号の回数乗車券2万円分、または、奥野地区公共交通空白地有償運送利用券を2万円を上限に支給しております。この支援制度は、免許証を返納した高齢者の方が不便のないように、自家用車にかわる移動手段としてかっぱ号等を利用していただくもので、制度開始から600名を超える方々にこの支援制度を利用していただいております。

議員御提案のかっぱ号の回数乗車券にかえて、かっぱ号の2万円分の無料パスをとということでございますが、支払った運賃の計算を行うには、回数券のほか、スイカやパスモなどの交通系ICカードが必要となります。このため、かっぱ号のICカード対応が必要となります。さらに、無料パスとして2万円をチャージした交通系ICカードを配布することとなった場合、このICカードはJRなど市外交通手段や「駅ナカ」などと呼ばれる鉄道駅の商業施設での支払いなどにも利用可能なため、かっぱ号以外の支払いに使われてしまうことも考慮しなければなりません。

次に、75歳の後期高齢者向けの無料パスについてでございますが、現在、かっぱ号は100円の運賃で全世帯の負担減に配慮した料金体系となっております。このため、さらなる割引運賃につきましては検討課題とさせていただきたいと思っております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 池辺己実夫君。

○11番（池辺己実夫君） よく考えわかりました。ただ、換金しているということは、要はかっぱ号で使いたくないから市民は換金しているんだと思うんですよ。先ほど同僚議員がいろいろ質問した中で、根本市長もデマンドにだんだんシフトしていくような考えがあるということを書いていただいて、私は正直、すごくうれしく思うので、こういったものを、これは答弁いいですからね、いろいろ検討して行って、これはだんだん廃止のほうに持っていくような形のほうがいいような気がします。今の次長の答弁を聞いていても、やはり、ほかに使われるからどうこうと。だって、ほかに使っているから私はちょっとおかしいなと思って質問しているので、だんだんデマンドのほうに移行していくことを検討していただけるように、これは私のあれなので、全然、答弁は結構ですから。

最後の質問となります。大きな3点目、学校教育行政についてであります。

根本市長は、1期目の公約でありましたひたち野うしく中学校の建設については来春の開校に向けて着々と準備を進めている一方で、奥野地区では奥野小学校と牛久第二中学校の義務教育学校化を進めるなど、根本市政において学校教育の推進は中心的施策であると感じています。

そのような中で、私も教育民生常任委員会に籍を置き、牛久市の学校教育の推進をしっかりと支えていかなければならない立場であると思っておりますので、根本市政の2期目に当たっての最初の質問の機会にこのテーマを取り上げさせていただいたところです。

そこで、まず初めに、2期目の公約にもなっておりますおくの義務教育学校についての質問をさせていただきます。公約では、奥野小、牛久二中の将来的な人口減少に対し、特色のある小中一貫の義務教育化を進めますとなりましたが、今後の展望についてお伺いいたします。

○議長（石原幸雄君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 奥野地区における義務教育学校化の取り組みにつきましては、秋山議員の御質問にもお答えしたとおり、人口減少の進む奥野地区に学校を存続させ、奥野地区の子供たちに9年間の義務教育課程を学ぶ環境を確保し、あわせて地域コミュニティの維持振興を目指して進めているものであります。平成28年度から導入している小規模特認校制度の運用とともに実施することで、奥野地区以外から通学しています児童生徒数をさらに増加させていきたいと考えています。

ところで、この義務教育学校化については、本年度の5月以降、本格的に地元住民の方々との協議や意見交換を進めてきました。そして、8月には全市民を対象に新学校名の募集を行い、その結果をもとに本定例会に学校設置のための条例の改正案を上程させていただいておりますので、市議会の同意を得て、来春4月に開校したいと考えています。

ただし、来春、令和2年4月の開校時には、現在の奥野小と牛久二中の校舎を併用した施設分離型での義務教育学校となる見込みで、1年生から4年生までが現奥野小学校の校舎で、5年生から9年生までの5つの学年が現牛久二中の校舎での学校生活を想定しています。地元住民や保護者との意見交換の中で、できるだけ早い時期での施設一体型の環境の実現を求める声も多くありますので、その実現を図るべく、次年度以降、取り組んでまいりたいと思います。

9年間の義務教育課程の学びを一つの学校で行う義務教育学校は、牛久市では初めての試みです。5・6年生への教科担任制の導入や5年生からの部活動参加など、義務教育学校ならではの活動を推進しながら、より特色ある学校づくりを進めていきたいと思っています。以上です。

○議長（石原幸雄君） 池辺己実夫君。

○11番（池辺己実夫君） 教育長、詳しい説明、ありがとうございます。

今の説明で、よく奥野のことは何とか理解できたので。それでは、奥野地区以外の地域における学校教育の展望についてお聞きいたします。

根本市長は、以前の答弁の中で、牛久市のまちづくりを考えた場合、ひたち野地区や牛久駅周辺地区、そして、奥野地区とそれぞれの地区の特性があり、それに応じたまちづくりが大切

であるという旨の御発言があったと記憶しております。

そこで、そのような観点に立った際の学校教育行政についての考え方についてお聞きしたいと思います。奥野地区の考え方や対応につきましては、教育長から答弁があって、わかりましたが、それ以外の地区についての今後の学校教育の行政の考え方、展望について、どのように考えをお持ちなのか、お伺いします。

○議長（石原幸雄君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 牛久市のまちづくりを考えた場合、ひたち野地区においては、若いまちでございます。人口増加に伴う新しい中学校の必要性から、ひたち野うしく中学校の建設を進めました。また、牛久駅を中心とした従来からの市街化地域では、開発は一段落していますので、落ちついたまちの中で子供からお年寄りまでのさまざまな世代の方々が地域コミュニティを形成して生活しております。一方、奥野地区での人口減少が進み、高齢者世帯が多く、子供の数が少ないという状況であります。このように同じ牛久市においても地域ごとにその特徴は異なり、状況に応じた対応が必要であることは言うまでもございません。学校教育においては、基本的な考え方として、保育園や幼稚園、そして、小学校、中学校と一貫した教育目標を設定し、その目標を地域の皆様と共有しながら、そして、協働し、子供たちが豊かな学びを目指すことが重要であると考えます。

ところで、2016年の学校教育法の改正に基づき、奥野小学校と牛久第二中学校を義務教育学校とする準備を進めていることは、先ほど述べました。一方、ひたち野うしくでは、子育て世代の多いまちでございますので、学校の規模も大きく、現時点での義務教育学校化は考えておりません。そこで、小中一貫教育に地域や幼稚園も連携した新しいキャンパス構想が必要となってくると思います。ひたち野うしく中学校では、平家建てでスロープもあり、バリアフリーですので、車椅子の子供たちにも対応できます。そうした意味では、ユニバーサルデザインの学校ですので、多様な子供たちが地域の皆様とともにここで学べる空間をつくり出していきます。また、従来からの市街化地域である牛久駅の周辺地区では、緩やかでございますが人口減少が見られますので、状況を見ながら、一貫教育を進めていく方法も探っていかなければならない状況にあると思われまます。牛久小学校地区には、牛久城址や小川芋銭、そして、住井すゑなどのさまざまな文学・歴史遺産がございます。そういったもの学校教育に盛り込んでいく予定でございます。また、牛久一中には、すばらしい合唱があります。こうしたものを学校づくりの中心に据えていくのもよいことだと私は思っております。

いずれにしても、牛久市の人口は現在約8万5,000人を下回り、わずかながら減少傾向でございます。児童生徒につきましても、一部の学校を除いて減少傾向でございます。そのような中で、将来的な思考の一つとして一貫教育を進めながら、児童生徒の減少を想定した

学校教育環境のあり方も考える必要があると思います。

現在、奥野地区で進めている取り組みは、ある意味では、他の地区においての将来の児童生徒の減少に対応するための社会的な実験的な意味合いを持つ企画であると考えております。現時点で早計に結論づけることはできませんが、20年先、30年先を見据えた学校づくりを今後とも検討してまいります。

○議長（石原幸雄君） 池辺己実夫君。

○11番（池辺己実夫君） ありがとうございます。

昨日、根本市長が教育の中で自分は小学校と中学校が一緒になっていた上町のところで、一緒というのは変ですけども、そういった形の近くにある環境の中で育ったから、だんだんそんなふうになっていくのもあるのかなみたいな形の答弁がきのうあったと思うんですけども、私もまさしく、その部分では、本当にそんなふうにだんだんになっていくのかなと思います。本当に年上の人たちと生活の中で、勉強ばかりじゃなくて、いろいろな形で引き上げていただいて、先輩後輩のきずなみたいな形で伸びていく。そういった形というのがだんだん、新しいひたち野うしくは別にしても、こちら側の旧市街からもそういった形になっていくんじゃないかなと思いました。

あと、選挙のことにしましては、選挙管理委員会や何かがあるのに、いろいろ何か注文をつけたみたいな質問もしましたけれども、本当に前向きに考えてもらいたいし、やはり7時というのは本当にスタンダードになってきていると思うんですよ。それと、やはり、私は選挙の開票の立ち会い、皆さんも多分やっていると思うんですけども、そんな中で、物すごい、全国比例とかになると夜中になってしまうじゃないですか。そういったことも考えた上で、早く終われば早くできるのかなみたいな、そういったことも思うので、ぜひ、その辺は、ここでは決められないでしょうけれども、選管や何かでも前向きに考えていただきたいなと思っております。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（石原幸雄君） 以上で11番池辺己実夫君の一般質問は終了いたしました。

本日の一般質問はこれまでで打ち切ります。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて延会いたします。

御苦労さまでした。

午後4時11分延会